

～ 男女が共に輝くおokayamaづくり ～

第5次おokayamaウィズプラン(仮称)

素案

令和2年11月

岡山県

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1

第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

1 これまでの取組	2
2 男女共同参画を取り巻く状況	4
3 成果と課題	9

第3章 計画の概要

1 目標	23
2 基本的な視点	23
3 計画の体系	24
4 数値目標	27

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり	29
重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	30
重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進	31
重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進	33
重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進	35
基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築	38
重点目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶	39
重点目標6 情報化社会における女性の人権の尊重	42
重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援	44
重点目標8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり	45
基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり	48
重点目標9 政策・方針決定過程への女性の参画促進	48
重点目標10 地域社会における男女共同参画の推進	51
重点目標11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大	53
重点目標12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	55
重点目標13 女性のチャレンジ支援	58
重点目標14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	60

第5章 計画の総合的な推進	64
---------------	----

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」が必要不可欠です。

本県では、平成13(2001)年の「おかやまウィズプラン21」から平成28(2016)年の「第4次おかやまウィズプラン」まで5年ごとに新たな男女共同参画基本計画を策定し、さまざまな施策を推進してきました。

この間、「男は仕事」、「女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は改善の方向に向かっていますが、家庭での役割については、「家事・育児等は妻」、「生活費を稼ぐのは夫」の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感も根強く存在しています。また、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に進んでおらず、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数も依然として多い状態にあるなど、男女共同参画社会の実現には、未だ多くの課題が残されています。

さらに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下「働き方改革関連法」という。)の成立や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)の改正、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢も変化しています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層、総合的かつ計画的に推進するため、「第5次おかやまウィズプラン(仮称)」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」第10条に基づく県の基本計画であり、男女共同参画を推進するための基本方針や具体的な施策を示しています。

また、本計画の基本目標Ⅲ「男女が共に活躍する社会づくり」の部分を、「女性活躍推進法」第6条第1項の規定に基づく「岡山県女性活躍推進計画」として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和7(2025)年度を最終年度とする5年間とします。

第2章 本県における男女共同参画の現状と課題

1 これまでの取組

(1) 国際社会における取組

国際連合（以下「国連」という。）においては、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、各国の取組の指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54(1979)年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）を採択し、昭和60(1985)年には、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位の向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。また、平成7(1995)年に開催された「第4回世界女性会議」（北京会議）において、「北京宣言」及び各国が取るべき行動指針である「行動綱領」を採択しました。

さらに、平成27(2015)年の国連サミットにおいては、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等の実現」などの目標が定められました。

(2) 国における取組

日本国憲法は、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和を基本理念とし、第13条では個人の尊重をうたい、第14条では法の下での平等を保障しています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向けて、昭和50(1975)年の国際婦人年を契機に国際社会における取組とも連動しながら、「男女雇用機会均等法」などの整備を進め、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行しました。また、同法に基づく国の基本計画として、平成12(2000)年に第1次、平成17(2005)年に第2次、平成22(2010)年に第3次、平成27(2015)年に第4次、令和2(2020)年に第5次（予定）となる男女共同参画基本計画をそれぞれ策定するとともに、関連施策の推進が図られてきました。

また、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。

(3) 本県における取組

本県においても、国際社会や国内の動きを背景に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。平成9(1997)年4月に、知事を本部長とし、全部局長で構成する岡山県男女共同参画推進本部を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。さらに、平成11(1999)年4月に、男女共同参画社会づくりを推進するための拠点施設として岡山県男女共同参画推進センター（以下「ウィズセンター」という。）を開設しました。

平成13(2001)年3月には「おかやまウィズプラン21」を県の基本計画として策定し、同年10月に「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」を施行、平成18(2006)年3月に第2次の基本計画となる「新おかやまウィズプラン」、平成23(2011)年3月に「第3次おかやまウィズプラン」、平成28(2016)年3月に「第4次おかやまウィズプラン」を策定し、県民、ボランティア・NPOや事業者・企業、そして国・市町村と共に、男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

(参考) 第4次おこやまウィズプランにおける数値目標の達成状況

第4次おこやまウィズプラン(計画期間:平成28(2016)年度~令和2(2020)年度)における、数値目標の達成状況は次のとおりです。

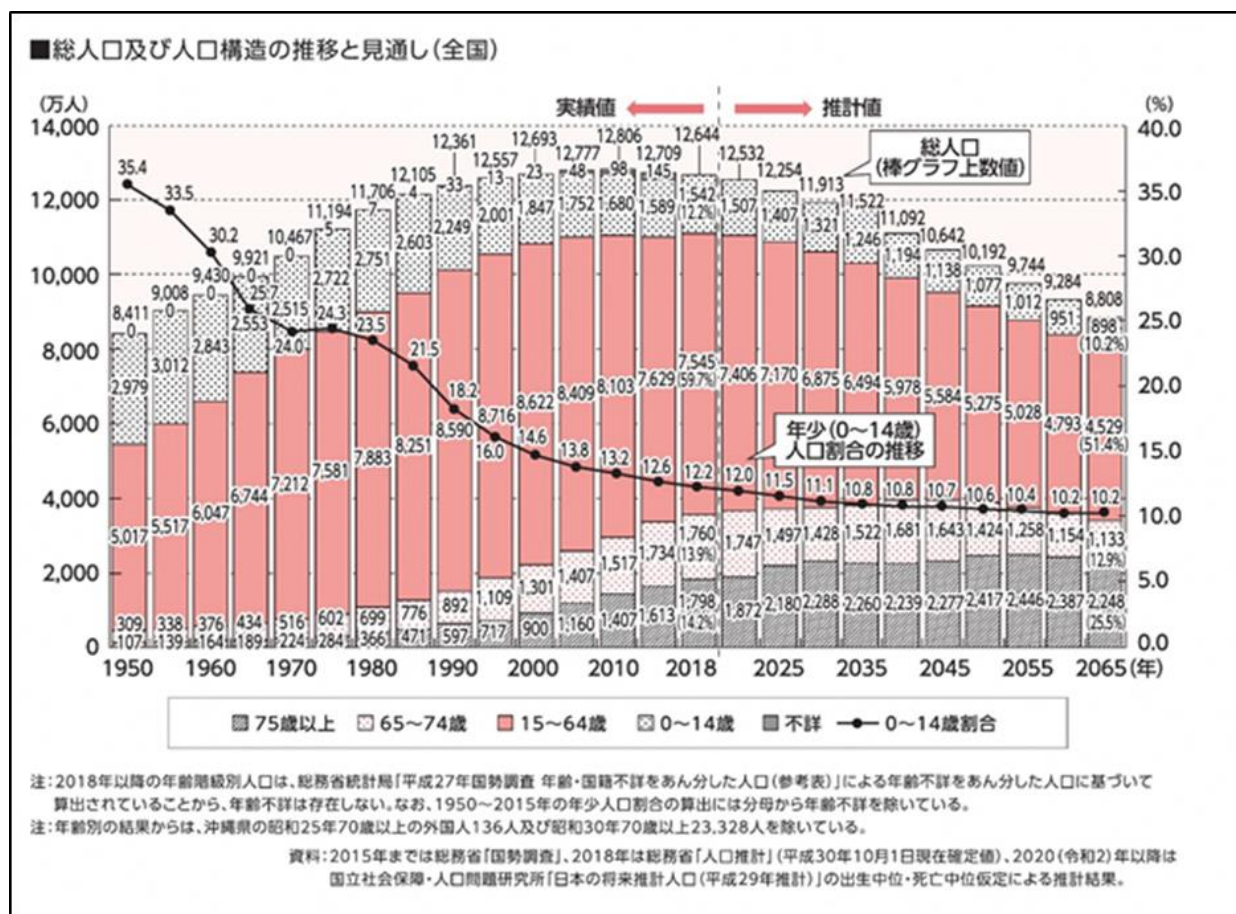
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり					
No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値	
1	県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点(H27.11)	2.68点(R元)	3.08点(R2)	
2	家庭教育相談員の養成数	903人(H26)	1,044人(R元)	1,050人(R2)	
3	男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9%(H26)	18.6%(R元)	30.0%(R2)	
4	県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.81点(H27.11)	2.74点(R元)	3.06点(R2)	
基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築					
No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値	
5	DV防止基本計画策定市町村数	16市町村(H27.4)	25市町村(R2.4)	27市町村(R2)	
6	高等学校等において、生徒に対するDV防止講座等の実施	44.3%(H26)	49.5%(R元)	65.0%(R2)	
7	フィルタリング奨励宣言店舗数	172店舗(H27.10)	190店舗(R元)	222店舗(R2)	
8	学校行事や学級活動、ホームルーム活動等において、性に関する教育を実施している割合	(小学校)	96.8%(H26)	98.2%(R元)	100%(R2)
		(中学校)	94.2%(H26)	98.7%(R元)	100%(R2)
		(高校)	86.3%(H26)	91.2%(R元)	100%(R2)
9	女性のがん検診の受診率	(乳がん)	46.6%(H25)	49.6%(R元)	50.0%(R元)
		(子宮頸がん)	46.9%(H25)	47.7%(R元)	50.0%(R元)
10	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	17.0人(H26)	14.3人(R元)	14.4人(R2)	
基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり					
No.	数値目標	計画策定時	現況値	目標値	
11	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	53.8%(H26)	62.4%(R元)	59.3%(R2)	
12	県の審議会等委員の女性比率	36.7%(H27.4)	34.9%(R2.4)	40.0%(R2)	
13	管理職における女性比率	(一般職公務員/課長級以上)	10.7%(H27.4)	13.9%(R2.4)	13.0%(R2)
		(教育職公務員/教頭以上)	21.4%(H27.5)	25.0%(R2.4)	25.0%(R2)
		(民間企業/係長級以上)	18.2%(H24)	14.5%(H30)	25.0%(H30)
14	復職した女性医師数	77人(H22~26累計)	150人(H22~R元累計)	173人(H22~R2累計)	
15	女性消防団員数	592人(H27.4)	616人(R元)	650人(R2)	
16	農家における家族経営協定締結戸数	527戸(H26)	668戸(R元)	650戸(R2)	
17	商工会議所・商工会事務局における管理職員の女性比率	12.6%(H27.4)	10.8%(R2.4)	18.0%(R2)	
18	県が実施する女性を対象とした就職面接会で就職した女性の人数	—	69人(R元)	50人(R2)	
19	育児休業取得率	(女性)	85.6%(H24)	85.7%(H30)	90.0%(H30)
		(男性)	4.3%(H24)	5.4%(H30)	8.0%(H30)
20	「おこやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数	572箇所(H27.10)	849箇所(R元)	750箇所(R2)	
21	放課後児童クラブ実施箇所数	425箇所(H26)	618箇所(R元)	540箇所(R元)	

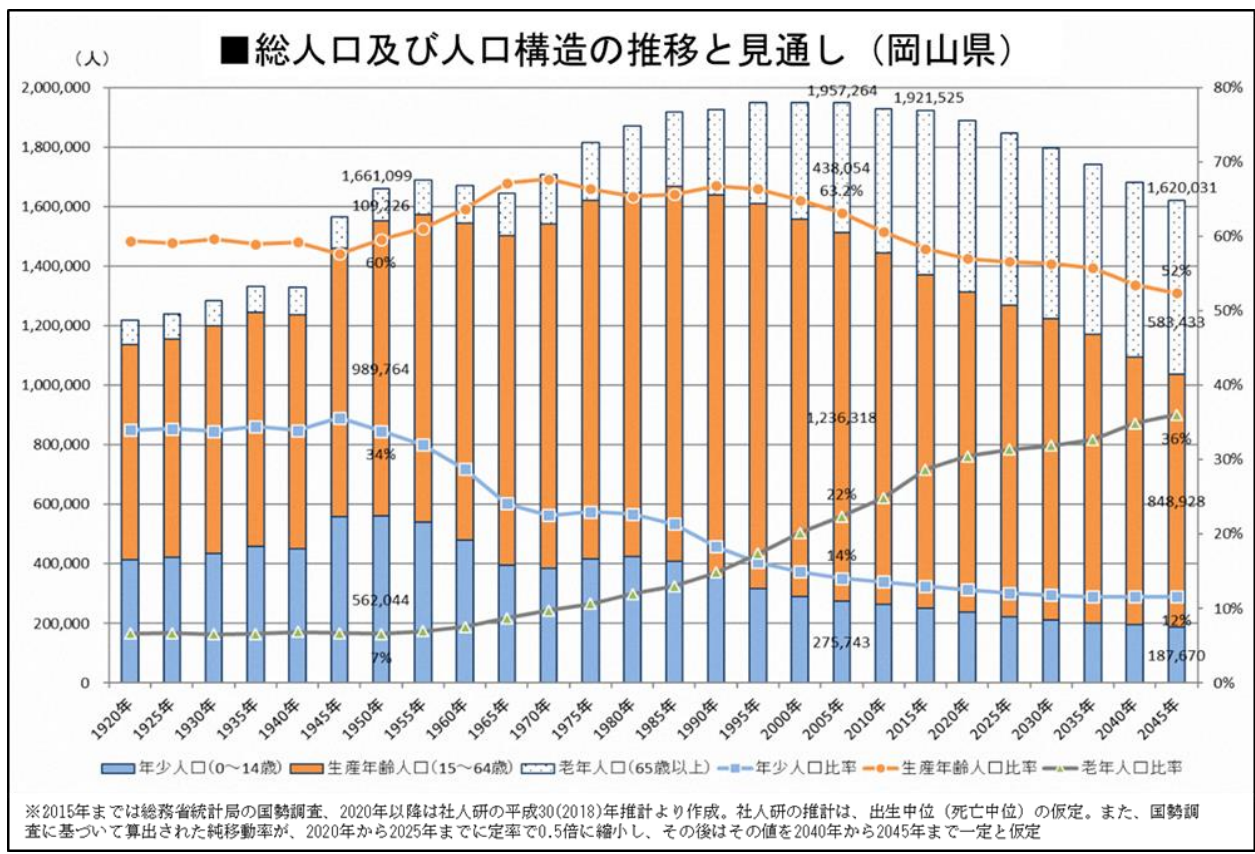
2 男女共同参画を取り巻く状況

(1) 少子化・高齢化の進行と人口減少社会の到来

我が国の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年推計）」によると、毎年の減少スピードが、2020年代初頭の年50万人程度から、2040年代頃には年90万人程度に加速し、総人口は、令和22(2040)年は1億1,092万人、令和47(2065)年には8,808万人にまで落ち込むとされています。特に、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が顕著になる一方、増加する高齢者人口（65歳以上）は令和24(2042)年にピークを迎え、同年の高齢化率は36.1%と推計されています。

本県の人口は、平成17(2005)年の約196万人をピークに減少が続いており、将来人口は、年間の減少数が2030年代には1万人を超え、令和27(2045)年には、約162万人まで減少すると推計されています。また、県内市町村の令和27(2045)年の将来人口は、7割を超える市町村において、年少人口と生産年齢人口に加えて、高齢者人口も減少する「人口急減」の段階となります。さらに、令和22(2040)年の高齢化率は34.9%となり、その後も人口減少とともに高齢化率は上昇し、令和27(2045)年には36.0%、県内市町村の約6割で40%を超えると推計されています。





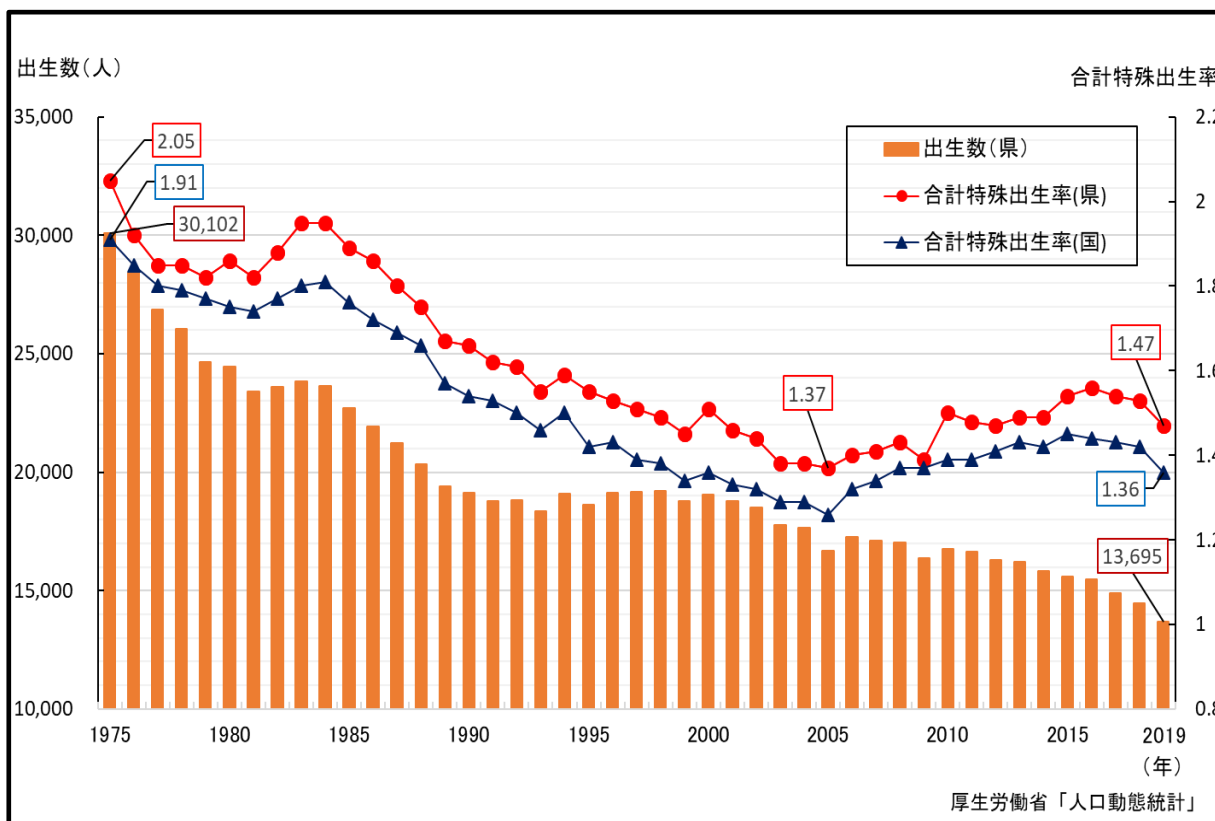
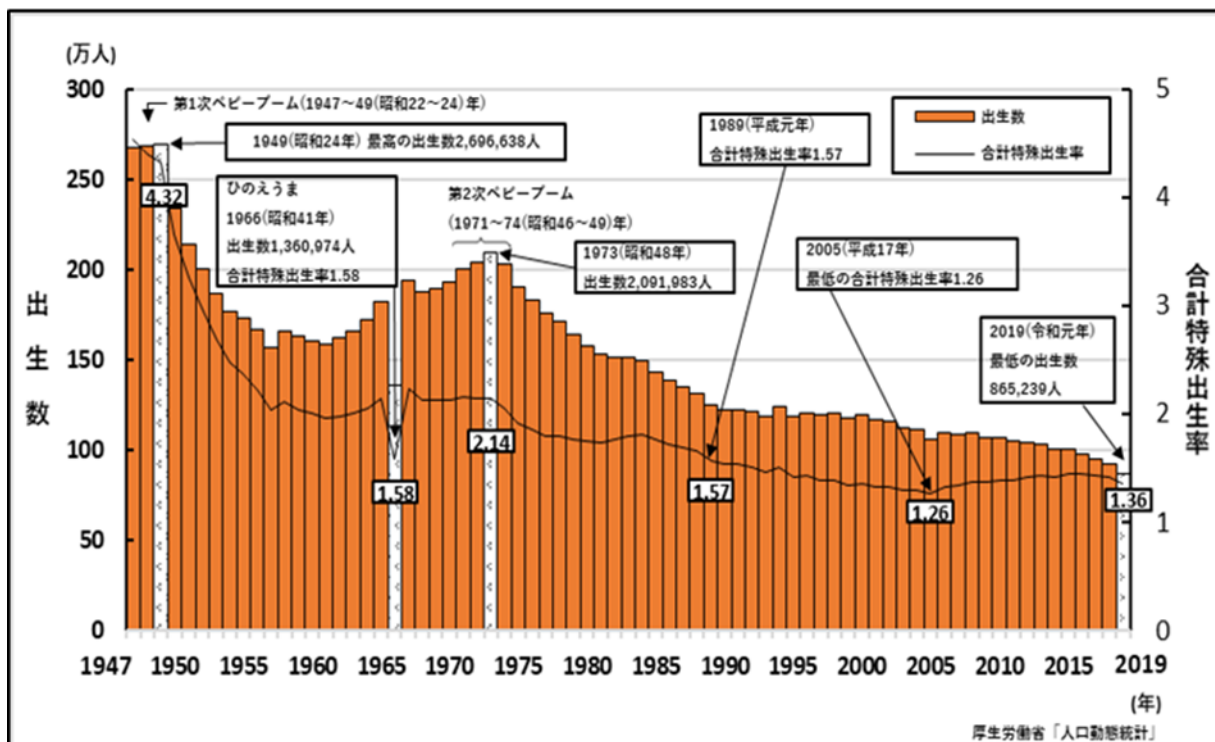
（２）少子化の現状

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22(1947)年～昭和24(1949)年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46(1971)年～昭和49(1974)年）には約200万人でしたが、昭和59(1984)年には150万人を割り込み、平成3(1991)年以降は緩やかな減少傾向となっています。平成28(2016)年の出生数は97.7万人と明治32(1899)年の統計開始以来初めて100万人を割りこんだ後、令和元(2019)年は約86.5万人と過去最小の出生数となっています。

合計特殊出生率は、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25(1950)年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、昭和50(1975)年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。平成17(2005)年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移したものの、平成28(2016)年から再び低下し、令和元(2019)年は1.36となっています。

本県の令和元(2019)年の出生数は、13,695人であり、昭和50(1975)年(30,102人)と比較すると半数以下の水準となっています。また、合計特殊出生率は、昭和50(1975)年には2.05でしたが、平成17(2005)年に過去最低の1.37まで低下し、その後回復していますが、令和元(2019)年に1.47と、前年と比べ0.06ポイント低下し、全国平均より高いものの、中国5県の中で最も低くなっています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



(3) 家族形態の変化

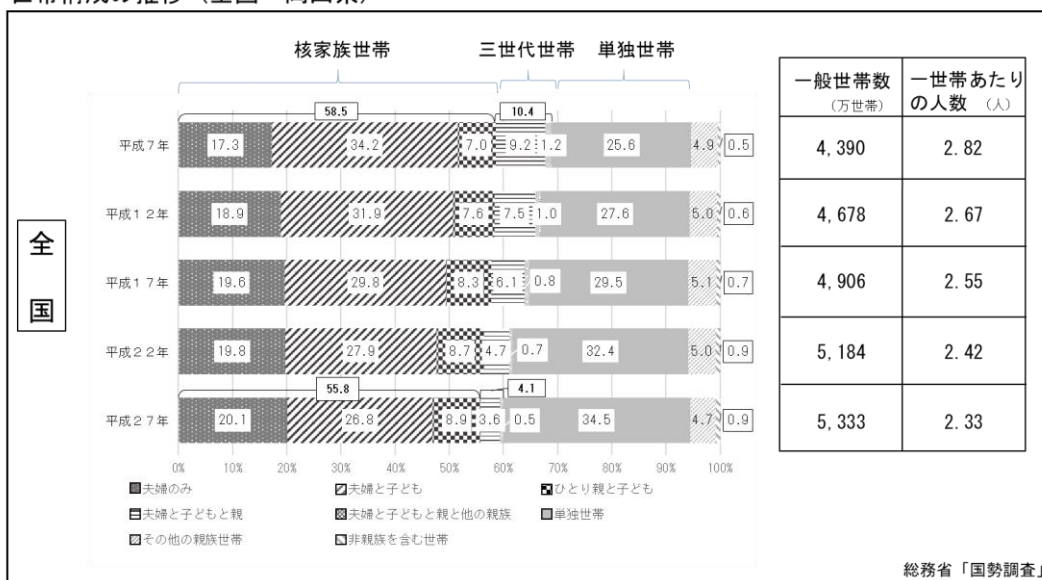
全国では、平成7(1995)年から平成27(2015)年までの間に一般世帯数は増加傾向にあります。家族類型別では、核家族世帯の割合は58.5%から55.8%へ減少し、三世帯世帯の割合は10.4%から4.1%へ減少している一方、単独世帯の割合は25.6%から34.5%へ増加しています。

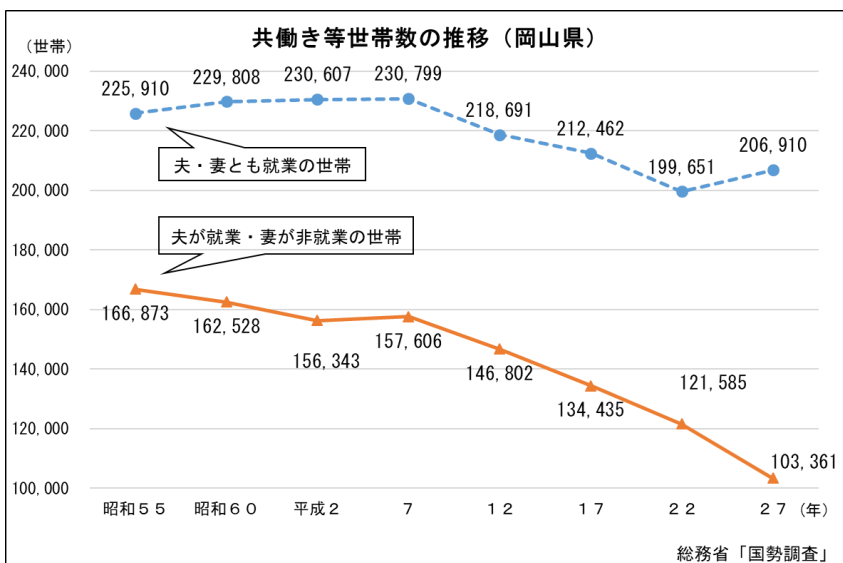
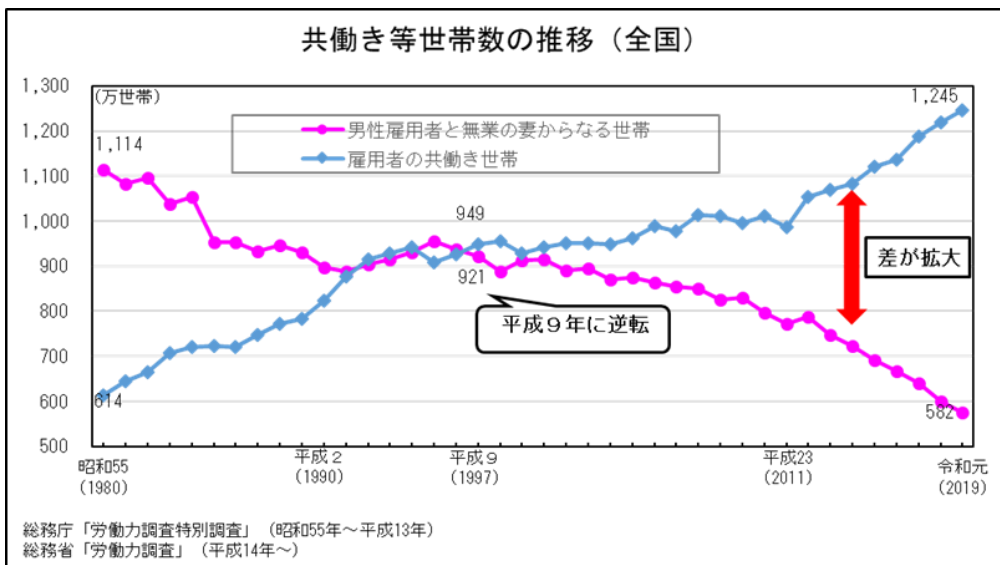
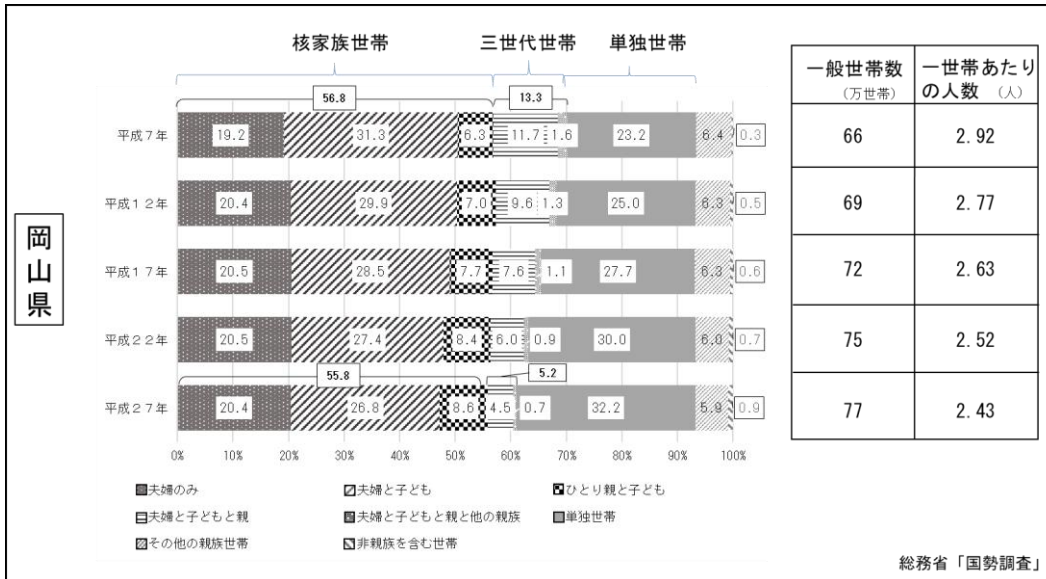
本県でも一般世帯数は増加傾向にあります。家族類型別では、核家族世帯の割合は、56.8%から55.8%へ減少し、三世帯世帯の割合は、13.3%から5.2%へ減少している一方、単独世帯の割合は、23.2%から32.2%へ増加しています。

また、共働き世帯数は、総務省「労働力調査」によると、全国では年々増加しており、平成9(1997)年以降は、男性雇用者と専業主婦からなる世帯数(以下、「専業主婦世帯数」という。)を上回り、令和元(2019)年には1,245万世帯と過去最高となりました。

本県については、共働き世帯数は平成7(1995)年以降、減少傾向にありましたが、平成27(2015)年には206,910世帯と増加に転じ、夫婦のいる一般世帯に占める割合は47.7%と全国(45.5%)に比べて高くなっています。専業主婦世帯数は昭和55(1980)年以降、減少傾向にあり、平成27年には103,361世帯となり夫婦のいる一般世帯に占める割合は23.3%と全国(25.3%)に比べ低くなっています。

世帯構成の推移 (全国・岡山県)





3 成果と課題

「第4次おかもやまウィズプラン」の数値目標の達成状況や、令和元(2019)年に本県が実施した「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(以下「県民意識調査」という。)、国及び県の各種統計などから、男女共同参画社会の実現に向けた成果と課題を整理すると、次のとおりとなります。

(1) 成果

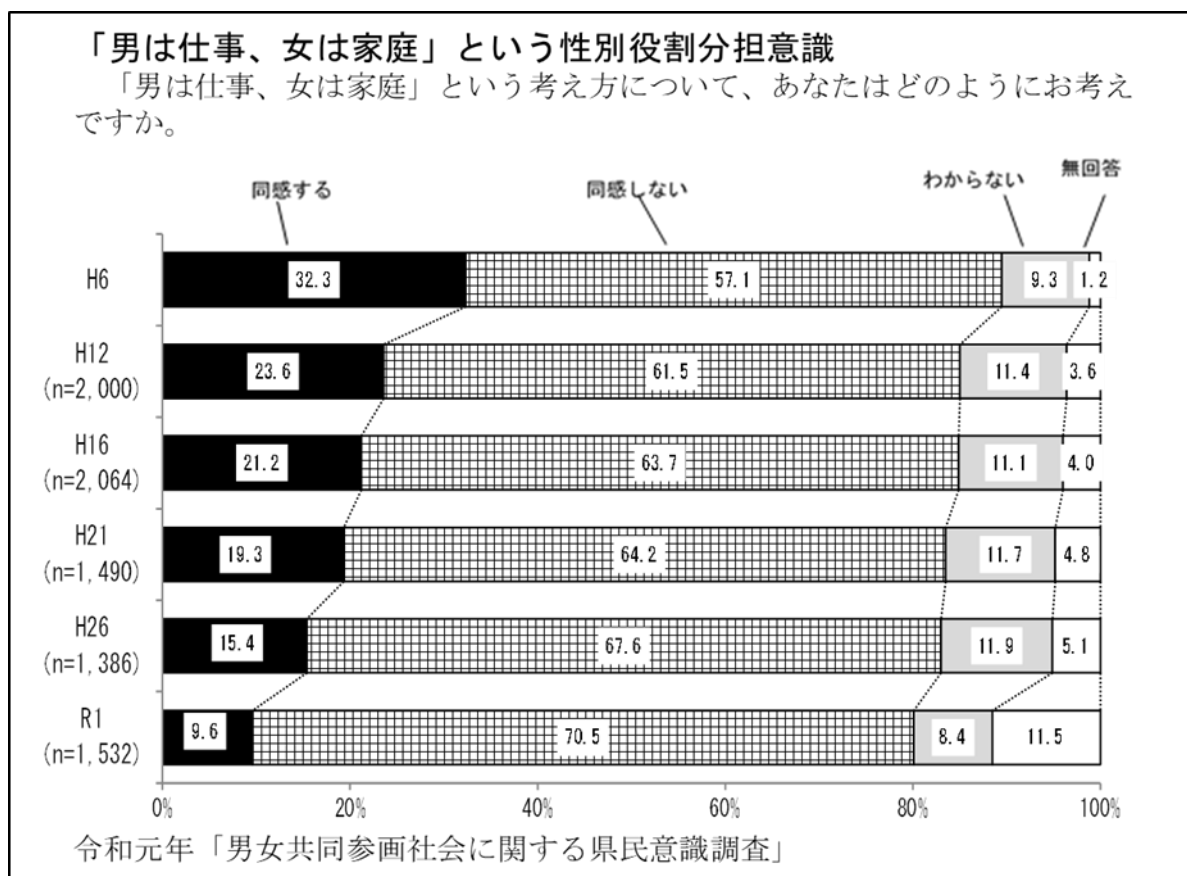
① 固定的な性別役割分担意識の改善

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」とする割合が増加するなど一定の改善があります。

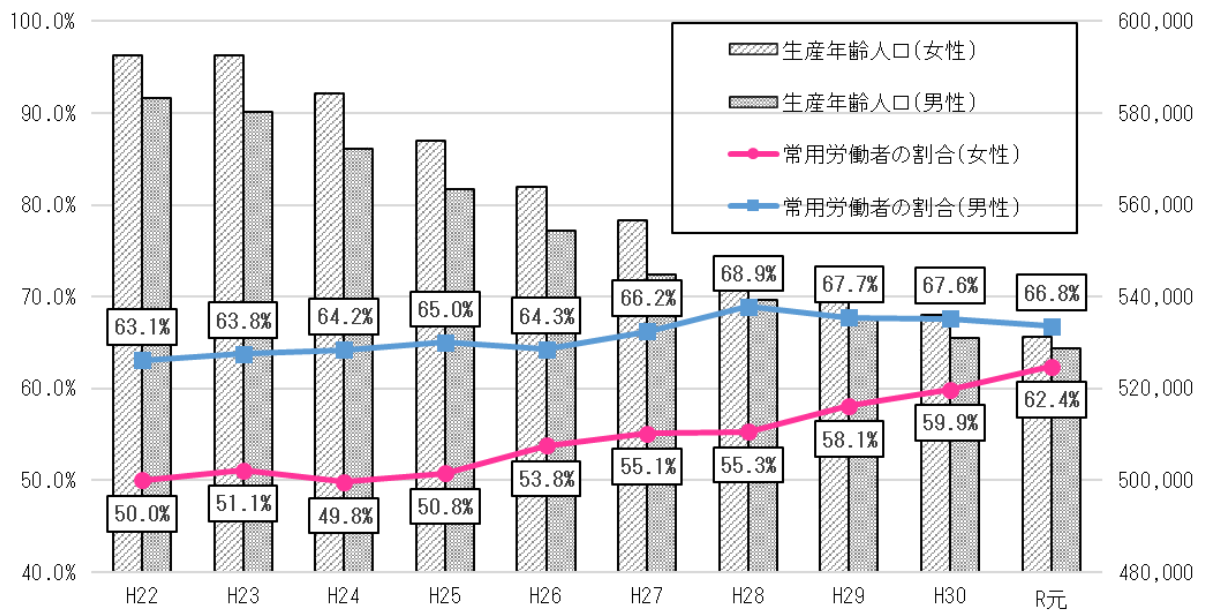
② 女性の雇用の促進

女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合が増加傾向にあります。

また、出産や育児などの理由で女性が離職することによる、いわゆる「M字カーブ問題」が解消の方向に向かっています。

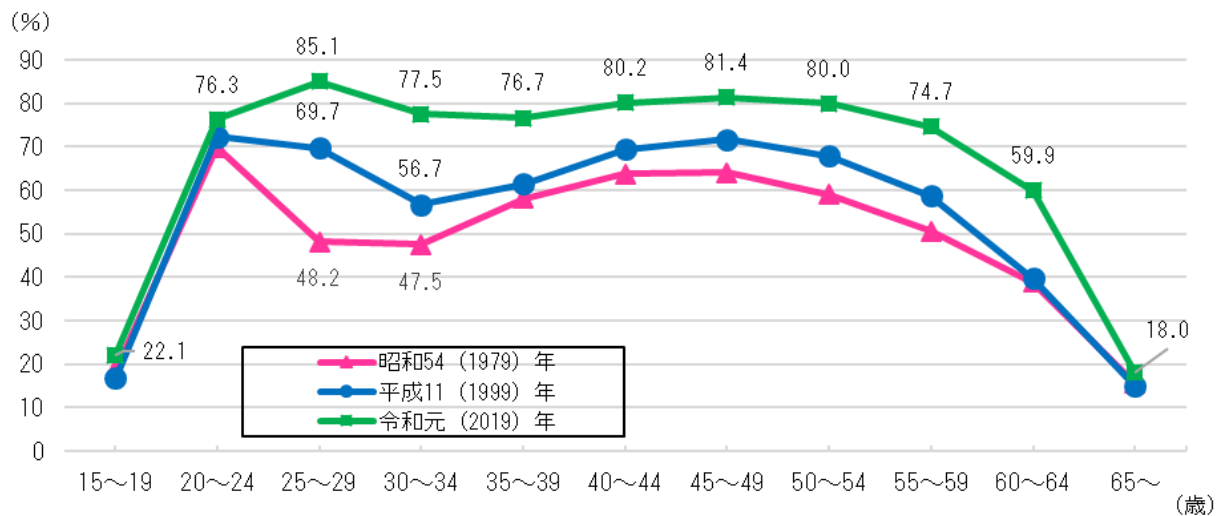


生産年齢人口に対する常用労働者の割合（岡山県）



男女共同参画青少年課調べ

女性の年齢階級別労働力率の推移（全国）



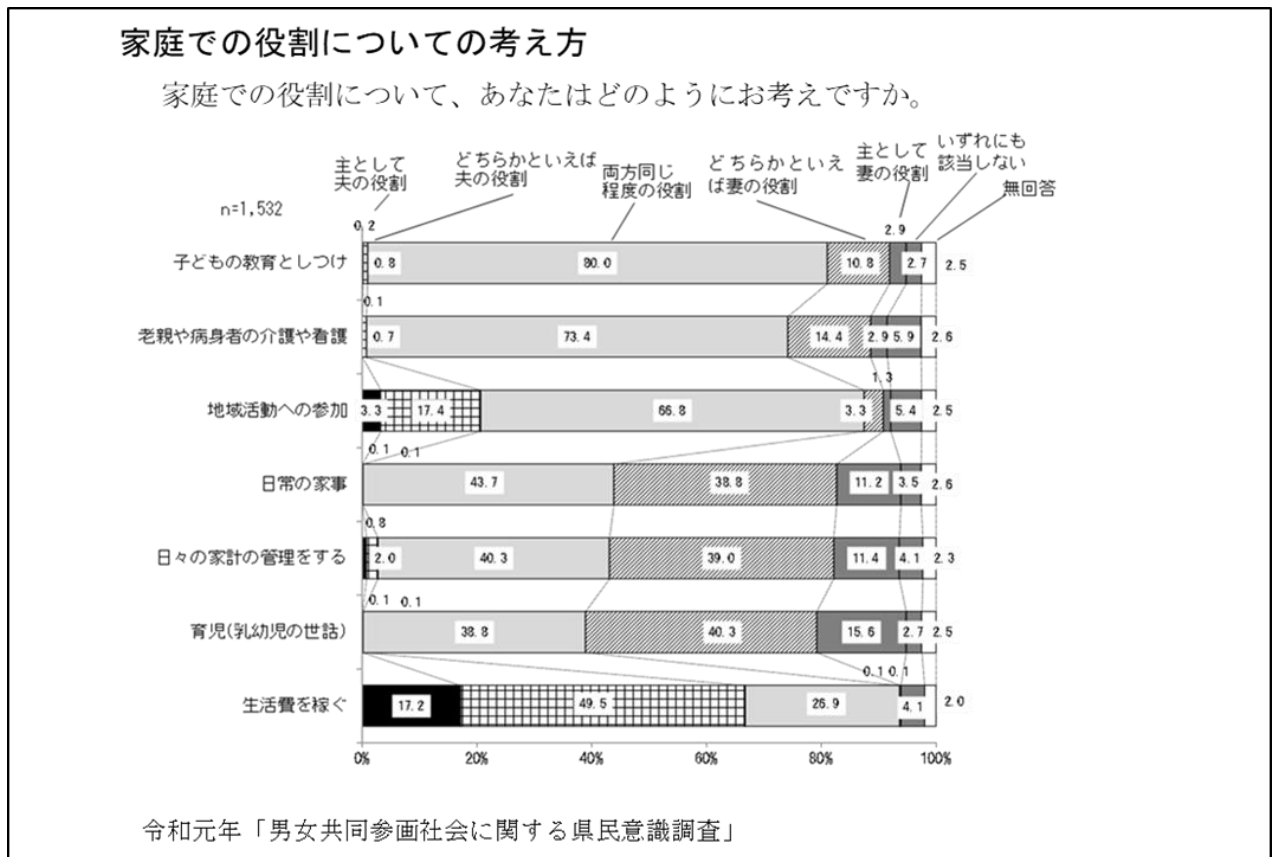
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100

(2) 課題

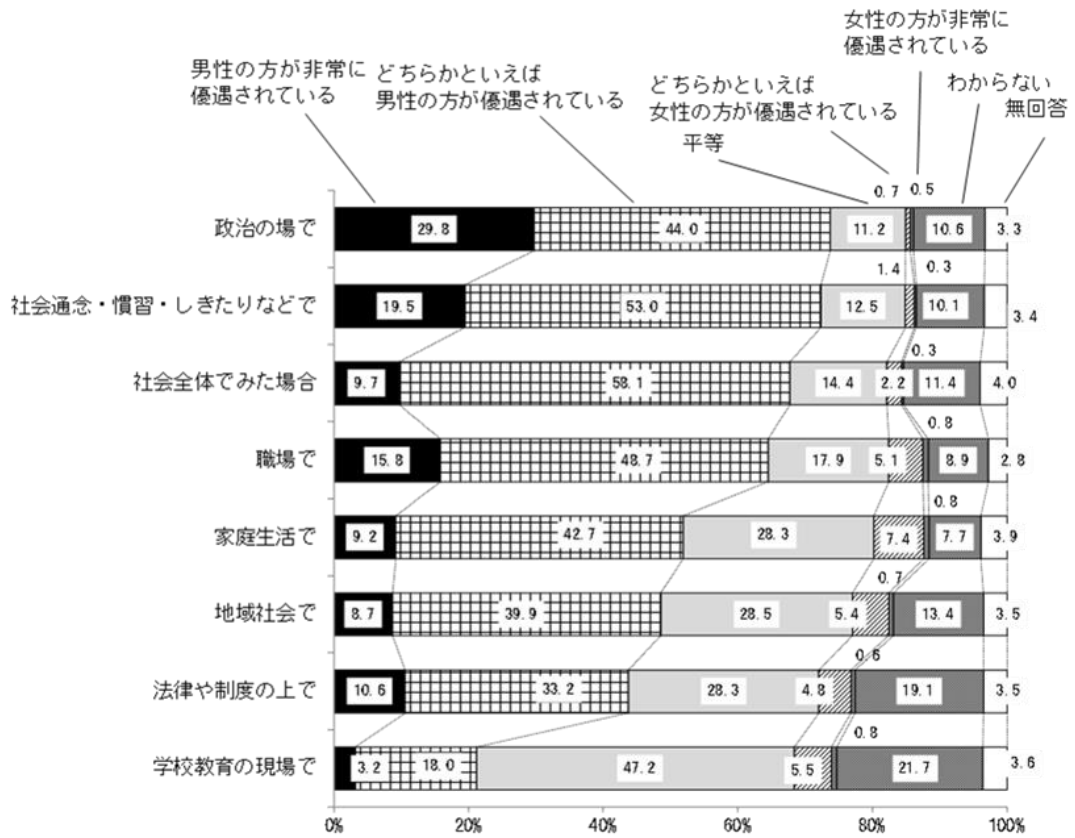
① 固定的な性別役割分担意識や不平等感の解消

- 家庭での役割に対する考え方について、「日常の家事」、「日々の家計の管理」、「育児」は妻の役割、「生活費を稼ぐ」ことは夫の役割との認識が高くなっています。
- 各分野・社会全体における男女の地位の平等意識について、「職場」、「家庭生活」、「地域社会」、「社会全体」などで男性優遇と感じている人の割合が高くなっています。
- 引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成などに向けた取組を進めていく必要があります。



各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。

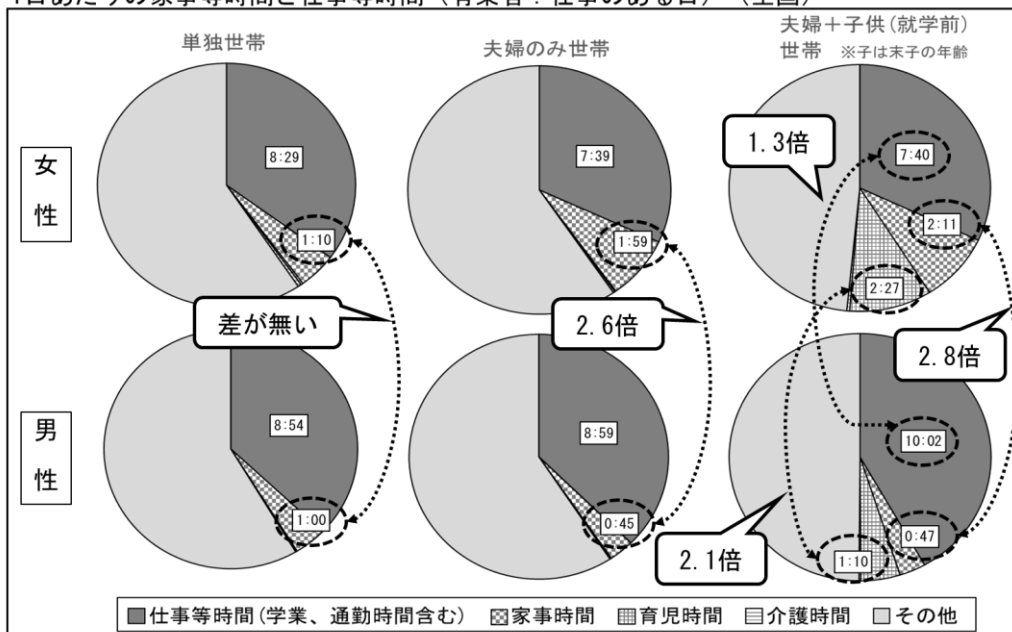


令和元年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

②男性に着目した意識改革

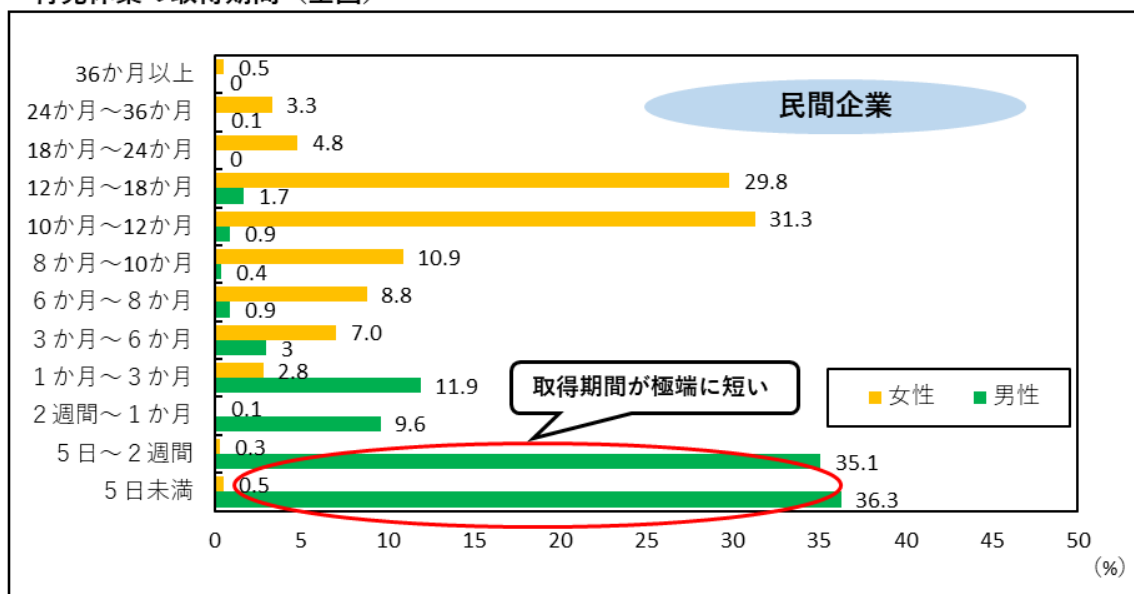
- 固定的な性別役割分担意識に関する男性の意識も一定の改善の方向にありますが、長時間労働による時間的な制約などから、家事・育児・介護など家庭生活や地域活動に十分参画できていません。
- 男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性も生きやすく暮らしやすい社会を築くことであるという認識を広めるとともに、男性の家事・育児等への参画につながる取組を進める必要があります。

1日あたりの家事等時間と仕事等時間（有業者：仕事のある日）（全国）



令和元年度内閣府「家事等と仕事のバランスに関する調査」

育児休業の取得期間（全国）



令和元年度内閣府「家事等と仕事のバランスに関する調査」

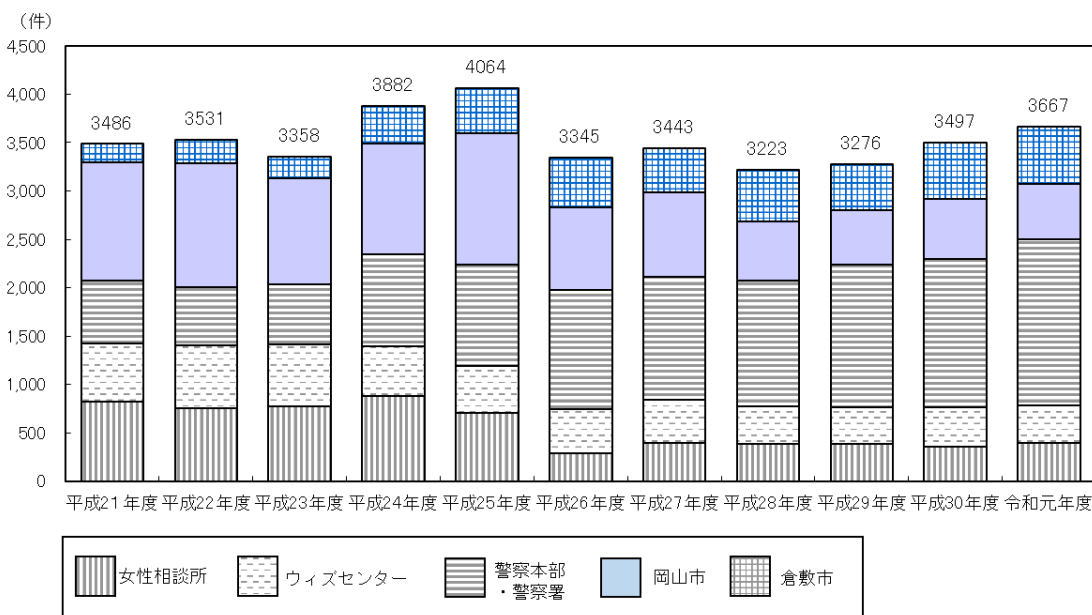
③男女間のあらゆる暴力の根絶

- 配偶者等からの暴力（DV）（注1）の相談件数及び検挙件数が高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められています。
- 若い世代においては、交際相手などからの暴力（デートDV・ストーカー）について、啓発や被害者保護対策を進める必要があります。
- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

（注1）配偶者等からの暴力（DV）

「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われています。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含まれます。

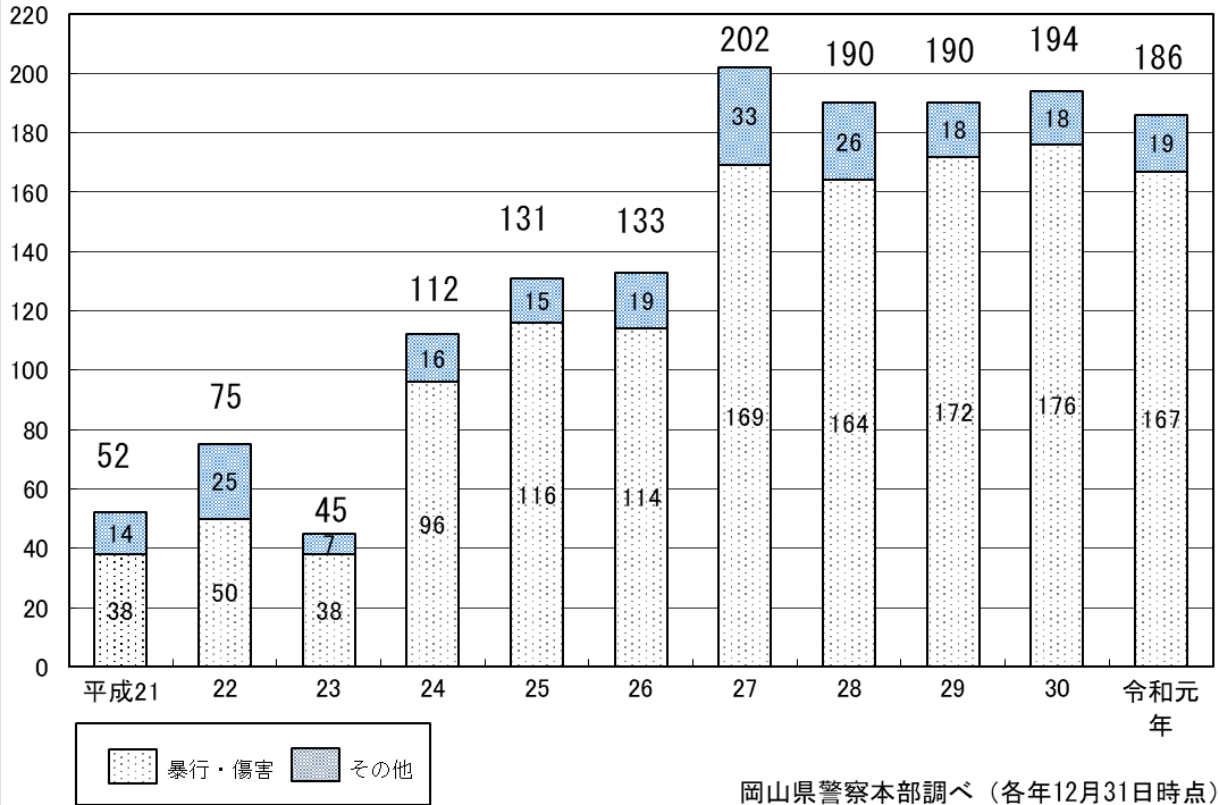
配偶者等からの暴力（DV）相談の現状（岡山県）



男女共同参画青少年課調べ

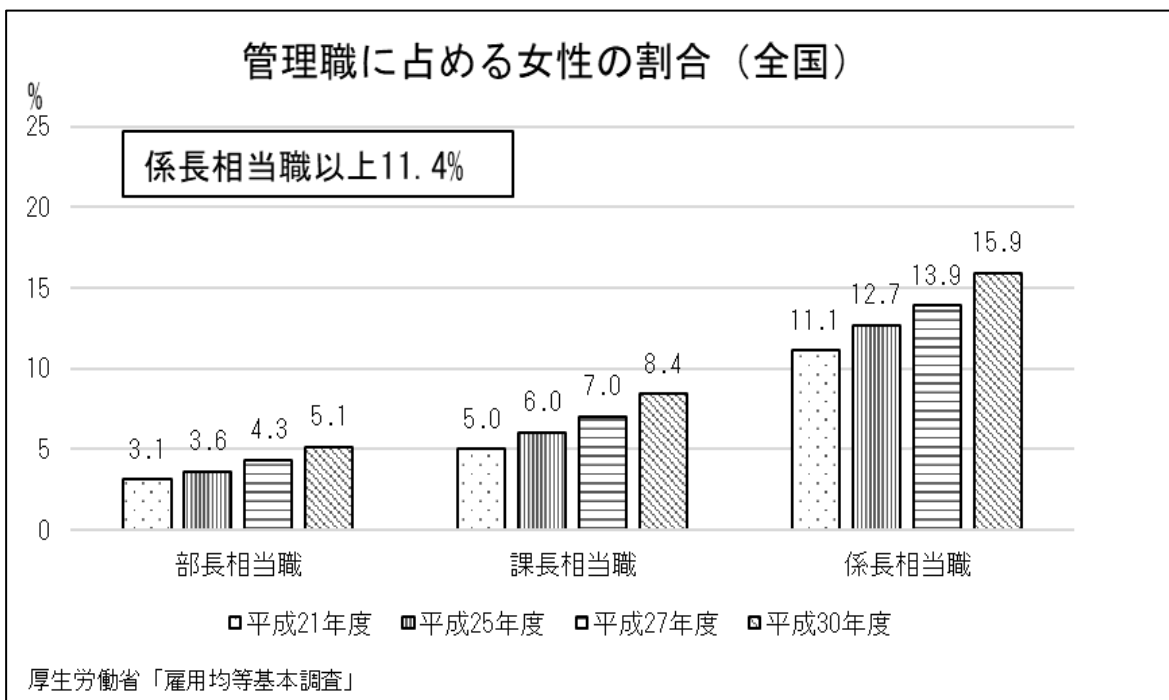
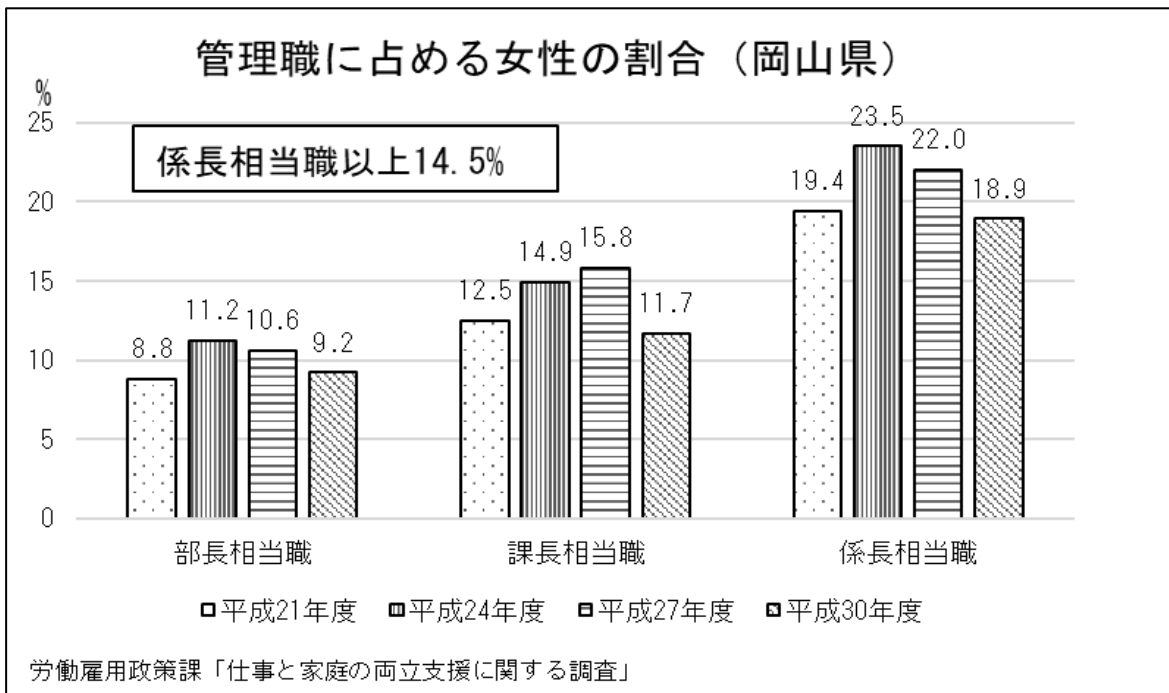
DV関係検挙件数（岡山県）

（件）

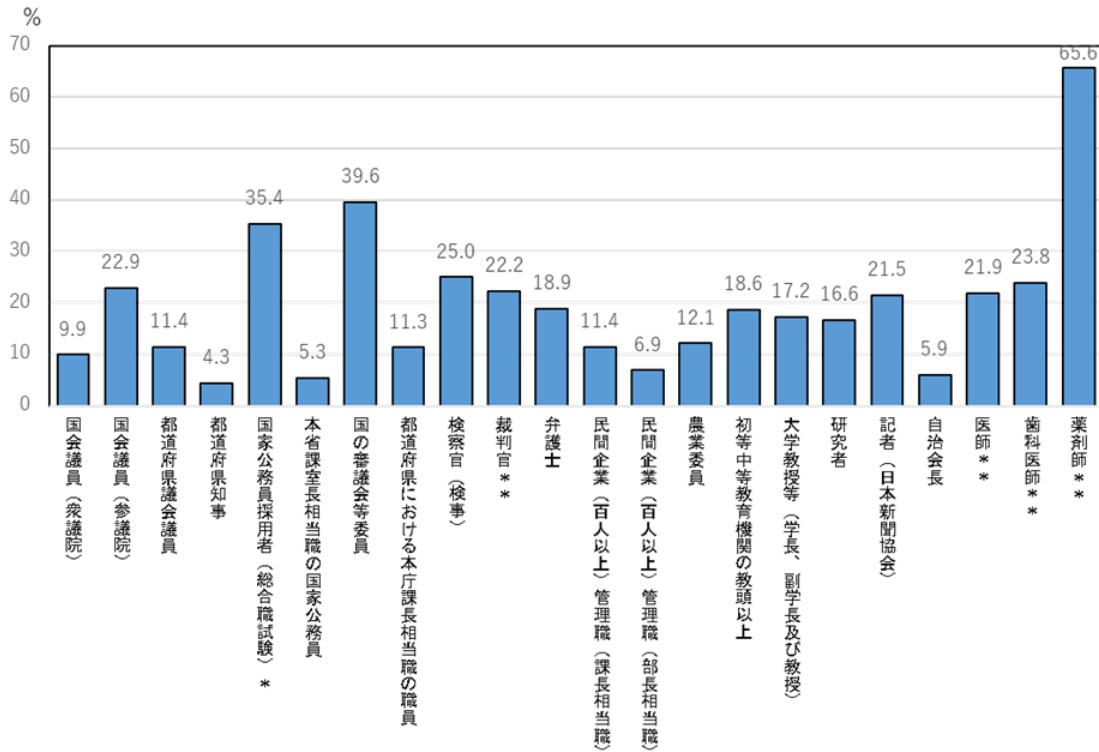


④あらゆる分野への男女共同参画の推進

- 県内の民間企業における係長相当職以上の管理職に占める女性の割合は、平成30(2018)年度には14.5%（男性85.5%）となっており、いずれの職位においても全国平均よりは高いものの、平成27（2015）年度に比べて女性の割合が低下しています。
- あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の参画が必要であり、女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術、防災分野などさまざまな分野において、引き続き、女性の活躍に向けた取組を進めていく必要があります。



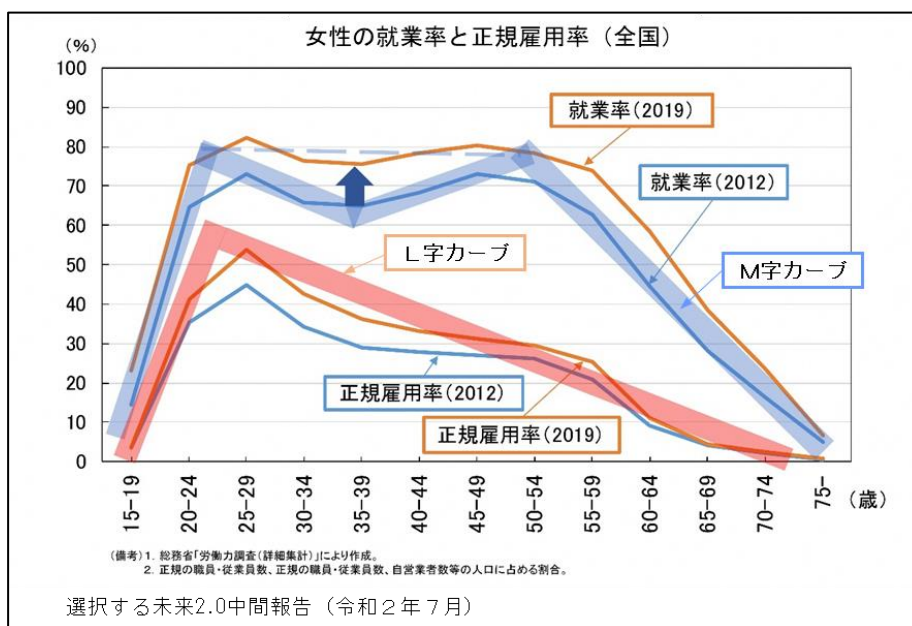
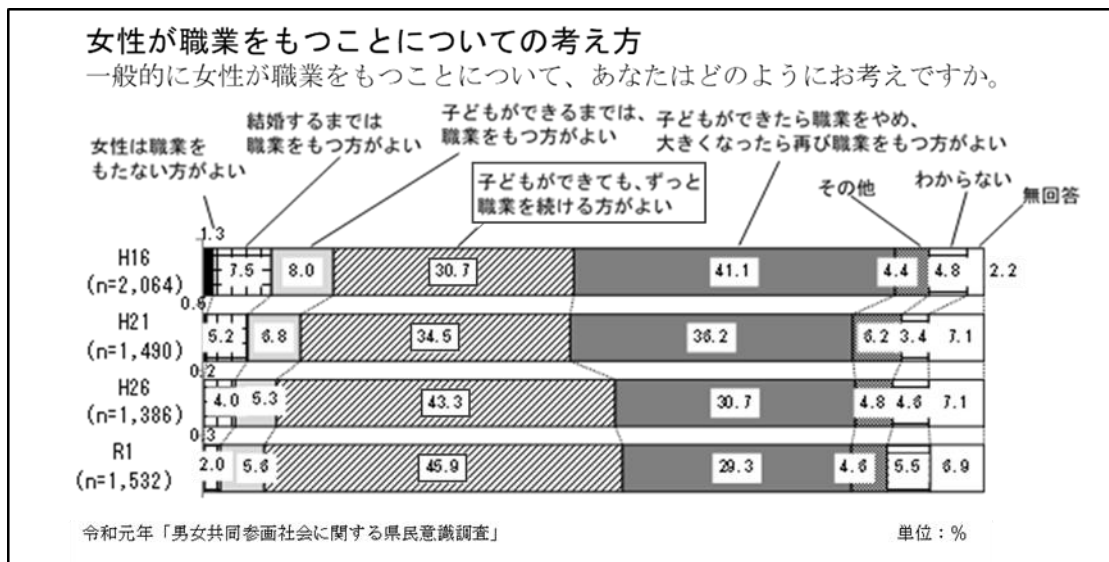
各分野における「指導的地位」に女性が占める割合（全国）



- 1 内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年度）より一部情報を更新。
- 2 原則として平成31/令和元年値。ただし、*は令和2年値、**は平成30年値。

⑤雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 女性が職業をもつことについて、就業継続（「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」）を支持する考え方が増加傾向にあり、約5割となっています。
- 女性は、結婚、出産・育児などライフイベントのために離職する人が多く、非正規雇用での復職が多いため、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題も指摘されています。
- セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等の根絶に向けて一層実効性のある対応が求められています。
- 男女の均等な機会と待遇の確保を図ることにより、働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。

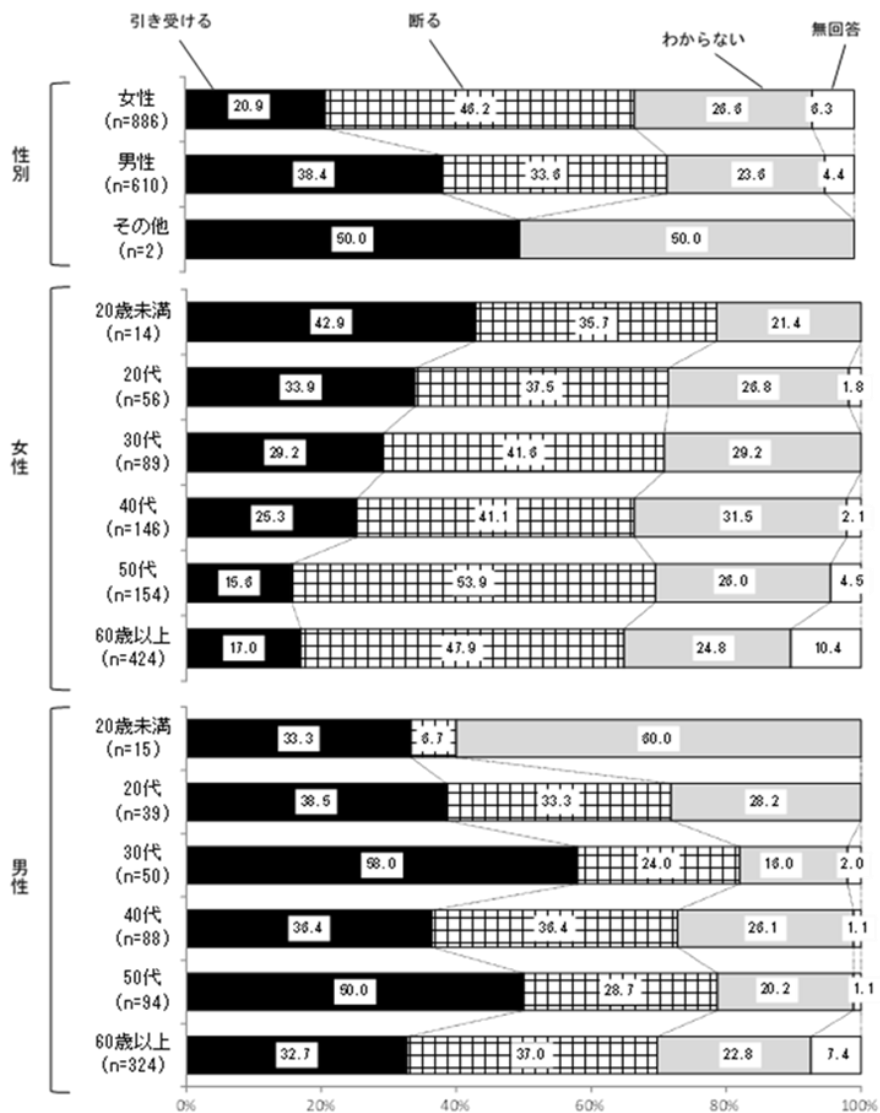


⑥女性のチャレンジ支援

- 職場の管理職や役員への就任の依頼に対して、男性より女性の方が断る割合が高く、主な理由として「責任が重くなる」、「部下を管理・指導できる自信がない」、「業務量が増え長時間労働になる」などを挙げています。
- 女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得支援、ロールモデルの活用、創業支援など、意欲ある女性のチャレンジを支援する必要があります。

役職への就任に対する考え方

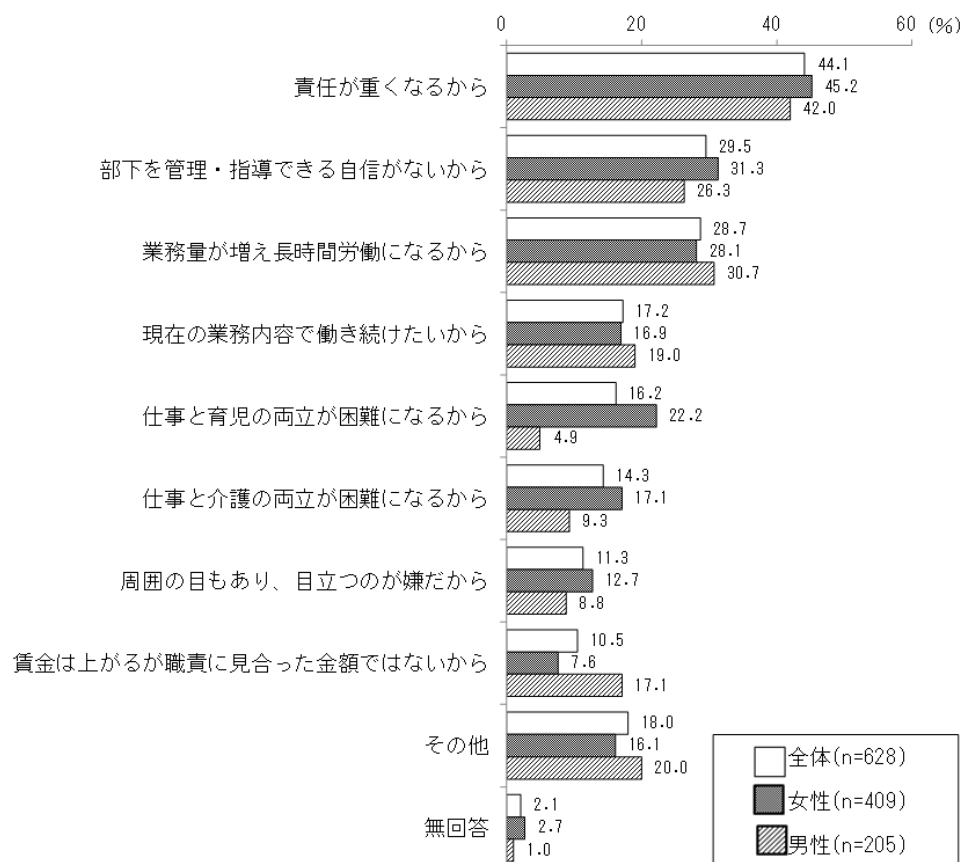
あなたは、仮に職場の管理職や役員への就任を依頼されたらどうしますか。



令和元年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

依頼を断る理由

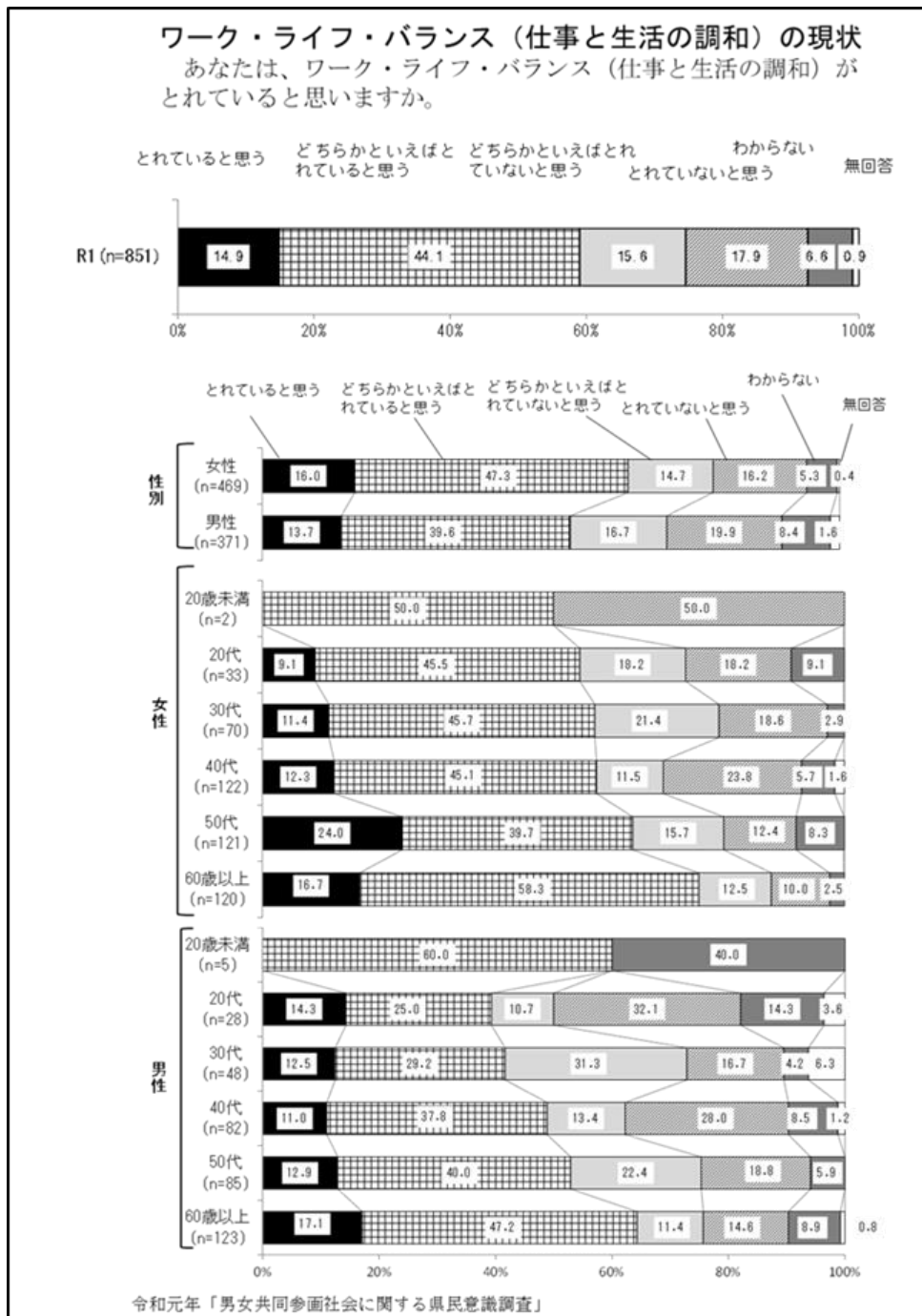
職場の管理職や役員への就任を断る理由は何ですか。



令和元年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

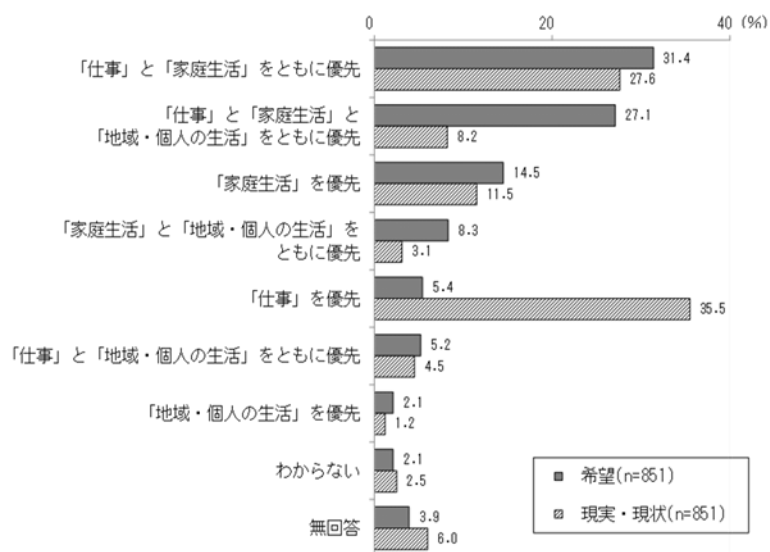
⑦仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（注2）の実現

- 仕事をしている人の約6割が「ワーク・ライフ・バランスがとれている」と考えていますが、女性より男性の方が、「ワーク・ライフ・バランスがとれていない」と思う割合が高くなっています。
- 就労している人の日常の優先度については、希望としては「仕事と家庭生活」や「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」をともに優先していますが、現実には「仕事」優先の結果となっています。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、引き続き、長時間労働をはじめとした働き方の見直しなどに取り組む必要があります。



就労している人の日常の優先度＜希望と現実・現状＞

日頃の生活における「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望と現実・現状に最も近いものを1つ選んでください。



令和元年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

(注2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

第3章 計画の概要

1 目標

男女が共に輝くおかやまづくり

2 基本的な視点

計画全体を貫く基本的な視点は次のとおりです。

① 男女の人権の尊重とパートナーシップの確立

男女共同参画社会は、男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮することで、実現できるものです。そのためには、直接的か間接的かを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることや、男女間における暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されなければなりません。

② 「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に気づく視点

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

「社会的・文化的に形成された性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見などにつながっている場合には、これらが社会的、文化的に作られたものであることを意識して、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

③ 女性のエンパワーメントの促進とチャレンジ支援

男女が対等に参画する社会を実現するためには、女性のエンパワーメント（女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと）が重要です。

また、チャレンジする意欲のある女性が、いつでも、どこでも、誰でも、チャレンジできるような支援も求められています。

④ さまざまな主体との協働の推進

男女共同参画社会の実現には、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業など多様な主体と協働（複数の主体が目標を共有し、対等なパートナーとして共に力を合わせて活動すること）して、取り組むことが重要です。

3 計画の体系

計画全体の目標「男女が共に輝くおかやまづくり」を実現するため、テーマ別に3つの基本目標を定め、その基本目標ごとに重点目標を定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
施策の方向 ①社会制度・慣行の見直し ②社会的気運の醸成
重点目標 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進
施策の方向 ①情報収集・提供、調査・研究等の充実 ②男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施 ③国際的視点に立った男女共同参画の推進
重点目標 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進
施策の方向 ①学校における男女平等に関する教育・学習の推進 ②家庭における男女平等に関する教育・学習の推進 ③地域における男女平等に関する教育・学習の推進
重点目標 4 男性にとっての男女共同参画の推進
施策の方向 ①男性の男女共同参画に対する理解促進 ②男性の家事・育児・介護参画の推進 ③男性の「働き方」に対する意識改革

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標 5 男女間のあらゆる暴力の根絶
施策の方向 ①男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進 ②性犯罪・性暴力対策の推進 ③被害者への相談・支援・救済体制の充実 ④加害者の更生のための取組 ⑤若年層への予防啓発、デートDV対策の推進 ⑥関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働
重点目標 6 情報化社会における女性の人権の尊重
施策の方向 ①女性の人権を尊重した表現の促進 ②情報化社会への対応
重点目標 7 生涯を通じた女性の健康支援
施策の方向 ①性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等 ②生涯を通じた女性の健康支援
重点目標 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
施策の方向 ①貧困等生活上の困難に直面する人への支援 ②男性の孤立防止、日常生活等の自立支援 ③高齢者、障害のある人、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画促進
施策の方向 ①行政における女性の参画促進 ②民間企業等における女性の参画促進
重点目標 10 地域社会における男女共同参画の推進
施策の方向 ①地域社会における男女共同参画の推進 ②防災・復興における男女共同参画の推進
重点目標 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大
施策の方向 ①さまざまな分野(医療・科学など)における女性の活躍の場の拡大 ②さまざまな産業(農林水産業・自営業など)における女性の活躍の場の拡大
重点目標 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
施策の方向 ①男女の均等な機会と待遇の確保の促進 ②女性が働き続けることのできる環境づくり ③ハラスメントへの対応
重点目標 13 女性のチャレンジ支援
施策の方向 ①職業能力開発と能力発揮の支援の充実 ②女性活躍の「見える化」の推進 ③ライフイベント等により離職した女性への就職支援
重点目標 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
施策の方向 ①職業生活と家庭・地域生活の両立支援 ②男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり ③多様で柔軟な働き方の推進

4 数値目標

取組の効果が検証できるよう、24 の数値目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤づくり

数値目標		策定時	目標値	
◎	県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.88 点 (R2)	3.08 点 (R7)	
○	家庭教育相談員の養成数	1,044 人 (R 元)	1,200 人 (R7)	
○	県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている」の 20 代及び 30 代における満足度の平均点	2.96 点 (R2)	3.11 点 (R7)	
○	男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	18.6% (R 元)	30.0% (R7)	
○	育児休業取得率	女性	85.7% (H30)	90.0% (R6)
		男性	5.4% (H30)	8.0% (R6)

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

数値目標		策定時	目標値	
◎	配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数	4 市町村 (R 元)	9 市町村 (R7)	
○	DV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	2,918 人 (R 元)	15,000 人 (R3~R7 累計)	
○	フィルタリング利用率	66.5% (R 元)	75.0% (R7)	
○	女性のがん検診の受診率	乳がん	49.6% (R 元)	60.0% (R4)
		子宮頸がん	47.7% (R 元)	60.0% (R4)
○	成人女性の 1 週間に 1 日以上運動・スポーツをする割合	35.0% (R2)	55.0% (R7)	
○	自殺死亡率 (人口 10 万人当たりの自殺者数)	14.3% (R 元)	% (R7)	調整中

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

数値目標		策定時	目標値
◎	女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	62.4% (R元)	65.8% (R7)
○	県の審議会等委員の女性比率	34.9% (R2)	40.0% (R7)
○	管理職における女性比率 (民間企業／係長級以上)	14.5% (H30)	25.0% (R6)
	(一般職公務員／課長級以上)	13.9% (R2)	16.0% (R7)
	(教育職公務員／教頭以上)	25.0% (R2)	30.0% (R7)
○	女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合	46.9% (H30)	60.0% (R6)
○	自治会長に占める女性の割合	7.7% (R2)	10.0% (R7)
○	女性消防団員数	616人 (R2)	646人 (R7)
○	復職した女性医師数	73人 (H27～R元累計)	163人 (H27～R7累計)
○	農家における家族経営協定締結戸数	668戸 (R元)	820戸 (R7)
○	女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	42.0% (H30)	60.0% (R6)
○	ウィズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数	145人 (R元)	500人 (R3～R7累計)
○	保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	158人 (R元)	520人 (R6)
○	放課後児童クラブ実施箇所数	618箇所 (R元)	705箇所 (R6)
○	おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数	17社 (R元)	150社 (R6)

※表内◎：基本目標としての数値目標

○：基本目標内の重点目標に掲げる数値目標

第4章 計画の内容

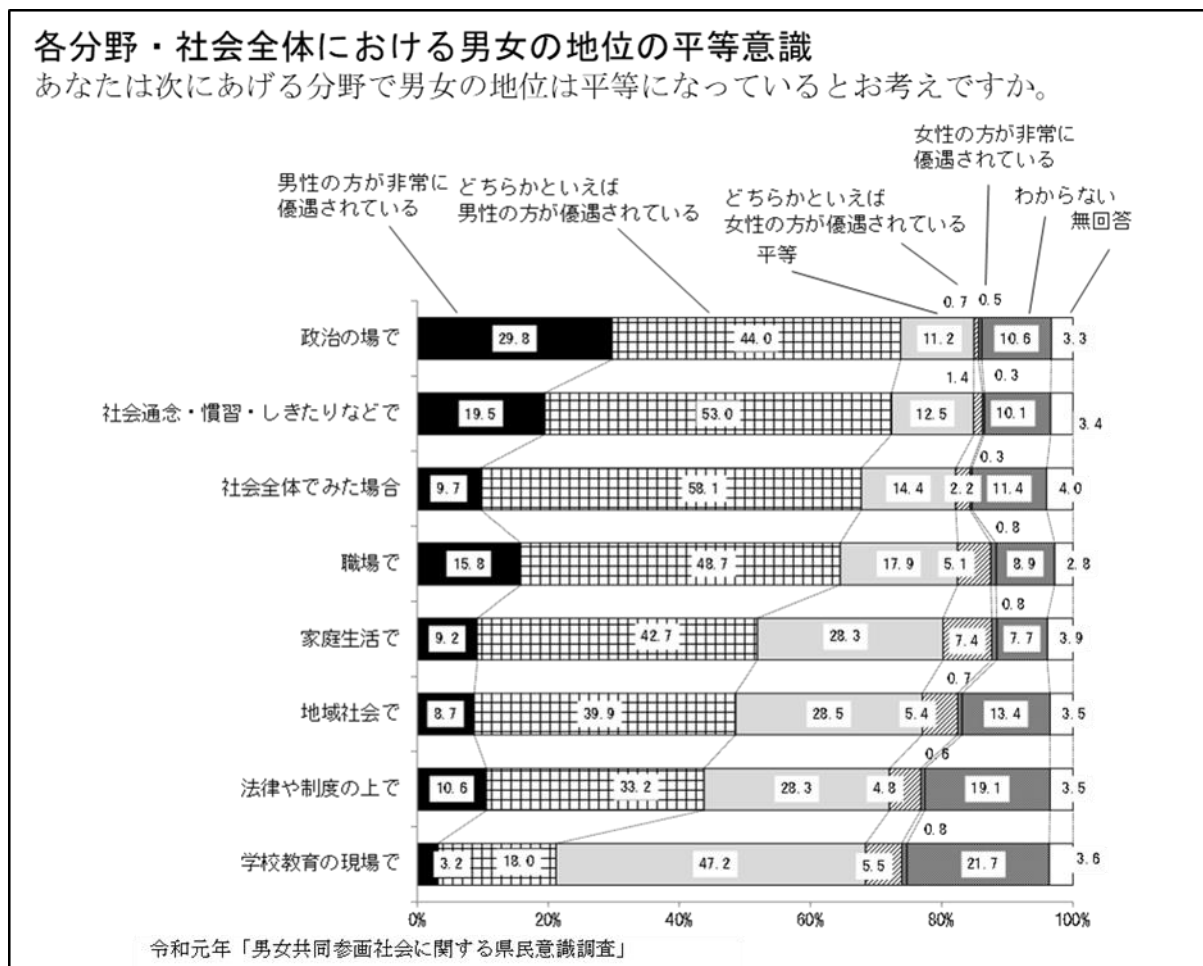
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきており、「男は仕事」、「女は家庭」という固定的な性別役割分担意識も改善の方向に向かっています。一方で、家庭での役割については、「家事・育児等は妻」、「生活費を稼ぐのは夫」の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、意識改革を促進します。

(再掲)



数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.88点(R2)	3.08点(R7)

重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

<現状と課題>

私たちが日頃、無意識に受け入れている慣習やしきたりの中には、固定的な性別役割分担意識を含んでいるものがあります。それは、男女共同参画の視点から見た場合、明らかに性別による区別を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能していない場合があります。

さまざまな機会を捉え、男女の社会における活動の選択に対し、中立的に働くような社会制度や慣習を構築するよう、意識改革を促進する必要があります。

また、性的指向（好きになる性）・性自認（心の性）を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権尊重と男女共同参画の観点からの啓発活動の促進や配慮が必要です。

(再掲)

数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を發揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点	2.88点(R2)	3.08点(R7)

<施策の方向>

① 社会制度・慣行の見直し

推進する施策

- ◇ 男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、多様な性等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権施策推進課〕
- ◇ ユニバーサルデザインの考え方の全県的な普及〔県民生活部 人権施策推進課〕

② 社会的気運の醸成

推進する施策

- ◇ 男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕

- ◇ 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、多様な性等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権施策推進課〕〔再掲〕
- ◇ 男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための広報・啓発〔農林水産部 農産課〕

重点目標 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

<現状と課題>

県では、ウィズセンターを中心に情報収集・提供、調査・研究などを行うとともに、男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するため、施策の達成状況や関連情報を取りまとめて公表し、現状を検証します。

全国の動向、先駆的な取組など最新の情報を収集し、活用するために、国や各都道府県などとの連携を深めるとともに、各地域において男女共同参画を推進する上で重要な役割を担う市町村と連携し、市町村の男女共同参画計画の策定や施策への支援を積極的に行っていく必要があります。また、ウィズセンターが中心となって、NPOや各種団体などさまざまな主体との連携を強化し、地域におけるネットワークを構築していく必要があります。

さらに、男女共同参画の取組は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、ジェンダー平等を含む「持続可能な開発目標（SDGs）」など、国際社会の取組と密接な関係を有しており、その影響を受けながら進んでいます。

特に、日本は、ジェンダー・ギャップ指数（GGI）（注3）が153か国中121位（2019年）と、国際比較において低い順位となっており、引き続き、国際的な動向等について、理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に活かしていく必要があります。

（注3）ジェンダー・ギャップ指数（男女平等指数）

各国における男女格差を明らかにするため、「世界経済フォーラム」が毎年発表しています。

経済（労働人口、賃金、管理職・専門職の男女比など）、教育（識字率、初等・中等・高等教育の就学率）、保健（平均寿命、出生時の男女比）、政治（議員、閣僚の男女比など）の4分野を対象に算出しています。1が完全平等、0が完全不平等を示しており、1に近いほど男女平等を意味します。

【GGI及び国際順位】

順位	国名	GGI
1	アイスランド	0.877
2	ノルウエー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
—	—	—
121	日本	0.652

【持続可能な開発目標（SDGs）】



5. ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

<施策の方向>

① 情報収集・提供、調査・研究等の充実

推進する施策

- ◇ 男女共同参画推進のための情報収集・提供等〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 人材情報の収集・提供〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 情報誌「With」のインターネットを活用した発信〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ メールマガジン「ウィズおかやまかわらばん」の発行〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ SNSを活用した情報発信〔県民生活部 ウィズセンター〕

② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

推進する施策

- ◇ 男女共同参画関連施策・情報についての報告書の作成・公表〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男女共同参画に関する県民意識調査の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 市町村における男女共同参画事業に対する支援等〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ ウィズセンター登録団体間のネットワークづくり〔県民生活部 ウィズセンター〕

③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進

推進する施策

- ◇ 国際的な取組・国際比較等に関する情報収集・周知〔県民生活部 男女共同参画青

少年課・ウィズセンター]

- ◇ 国際的な取組等への関心や意識を高めるための学習機会の提供〔県民生活部 ウィズセンター〕

重点目標 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会の実現に向けて、効果的に理解を促進するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通じた広報・啓発の総合的な実施と、幼児から高齢者に至るそれぞれの年代にとって、親しみやすくわかりやすい啓発活動を展開する必要があります。

特に、将来を担う若い世代が男女共同参画の意識を身に付け、行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与すると同時に、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにもつながります。子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう家庭や学校教育などを通じた取組を進めることが必要です。

男女平等に関する教育において大きな役割を担う学校においても、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の必要性、家庭生活の大切さなどについて子どもたちの理解を深めるため、男女共同参画の理念に基づいた適切な指導ができるよう、教職員の資質と指導力の向上が重要です。

また、家庭や地域において、親世代の意識や生活態度、地域のしきたりなどは、子どもに大きな影響を与えます。「男の子だから、女の子だから・・・」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できるような環境づくりや、あらゆる年代や立場の人が男女共同参画社会づくりに取り組むための多様な学習機会の提供が必要です。

数値目標	策定時	目標値
家庭教育相談員の養成数(注4)	1,044人(R元)	1,200人(R7)
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる環境になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.96点(R2)	3.11点(R7)

(注4) 家庭教育相談員

県教育委員会が実施する子どもや家庭教育の専門知識を内容とした養成講座を修了し、市町村において子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を中心に行っている者

＜施策の方向＞

① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進

推進する施策

- ◇ 高校生・大学生等若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発、広報〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 青少年健全育成に向けた講師の派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施〔県民生活部 暮らし安全安心課〕
- ◇ 私立学校等を対象とした人権教育に対する補助事業の実施〔総務部 総務学事課〕
- ◇ 公立学校における人権教育（男女平等の推進）の実施〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ 公立学校における家庭科教育等の実施〔教育庁 高校教育課・義務教育課〕
- ◇ 公立学校における職業観、勤労観の醸成〔教育庁 高校教育課・義務教育課〕

② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

推進する施策

- ◇ 家庭における男女平等に関する学習機会の提供〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施〔県民生活部 暮らし安全安心課〕〔再掲〕
- ◇ 子どもや家庭に関する相談及び指導・助言〔保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ 家庭教育相談員等による子育てに関する悩みを持つ親等を支援するための相談・助言〔教育庁 生涯学習課〕

③ 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

推進する施策

- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 青少年健全育成に向けた講師の派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施〔県民生活部 暮らし安全安心課〕〔再掲〕
- ◇ 生涯学習大学等による生涯にわたる多様な学習機会の提供〔教育庁 生涯学習課〕
- ◇ 市町村教育委員会担当者等を対象とした人権教育・啓発指導者養成講座や人権教育連絡会の開催〔教育庁 人権教育課〕

重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進

<現状と課題>

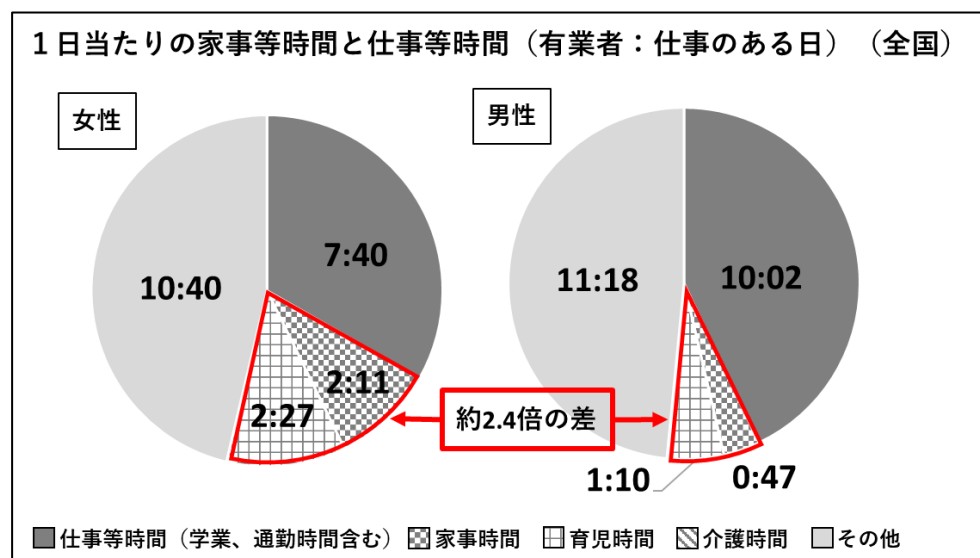
男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会をつくることでもあります。

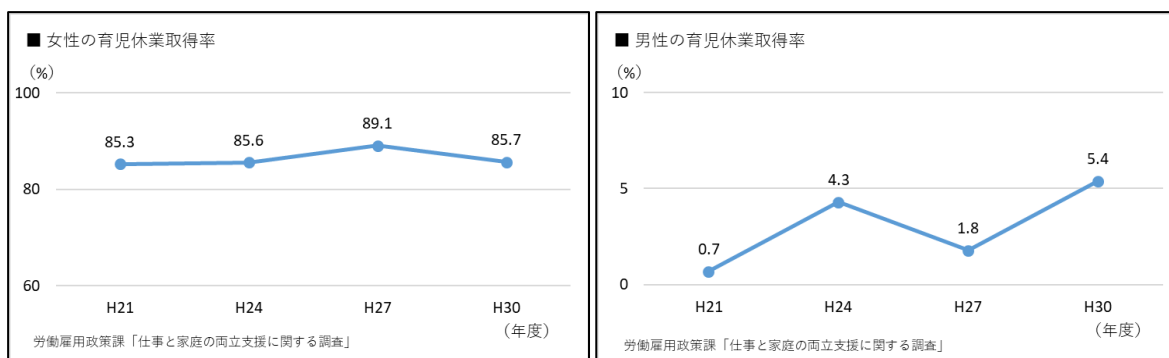
国の調査では夫婦と子ども（就学前）世帯では女性の家事・育児時間は男性の約2.4倍となっているなど女性に負担が偏っており、男性の育児休業取得率も低水準にとどまっています。この原因として、男性正社員を前提とした長時間労働といった「働き方」や、男性の家事・育児等への参画に対する意識改革が進んでいないことが考えられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に家事・育児等が女性に集中することが指摘されています。一方で、テレワークなど在宅での働き方が今後普及していく可能性があり、男性の家事・育児等への参画を促す好機であるとも言われています。

男女共同参画社会の実現のために、男性が果たす役割は大変重要であり、男性の男女共同参画に対する理解や「働き方」に対する意識改革を進めるとともに、男性の家事・育児等への参画を促進する必要があります。

数値目標		策定時	目標値
男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率		18.6% (R元)	30.0% (R7)
育児休業取得率	女性	85.7% (H30)	90.0% (R6)
	男性	5.4% (H30)	8.0% (R6)





＜施策の方向＞

① 男性の男女共同参画に対する理解促進

推進する施策

- ◇ 男性向け各種講座の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 男性向けの広報・啓発活動の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 県職員の新規採用職員研修等による職員の意識啓発〔総務部 人事課〕

② 男性の家事・育児・介護参画の推進

推進する施策

- ◇ 男性の家事・育児等への参画を推進するセミナー、体験会等の開催〔県民生活部 男女共同参画青少年課、保健福祉部 健康推進課・子ども未来課〕
- ◇ 男性向けの広報・啓発活動の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 県の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課〕
- ◇ 育児休業の取得促進など男性職員の子育て参画促進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課〕
- ◇ 男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔保健福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕

③ 男性の「働き方」に対する意識改革

推進する施策

- ◇ 働き方改革の取組促進〔県民生活部 男女共同参画青少年課、保健福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕

- ◇ 男性の働き方の見直しを促進するための講座の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ おかやま子育て応援宣言企業の登録・認定及び表彰〔保健福祉部 子ども未来課〕

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

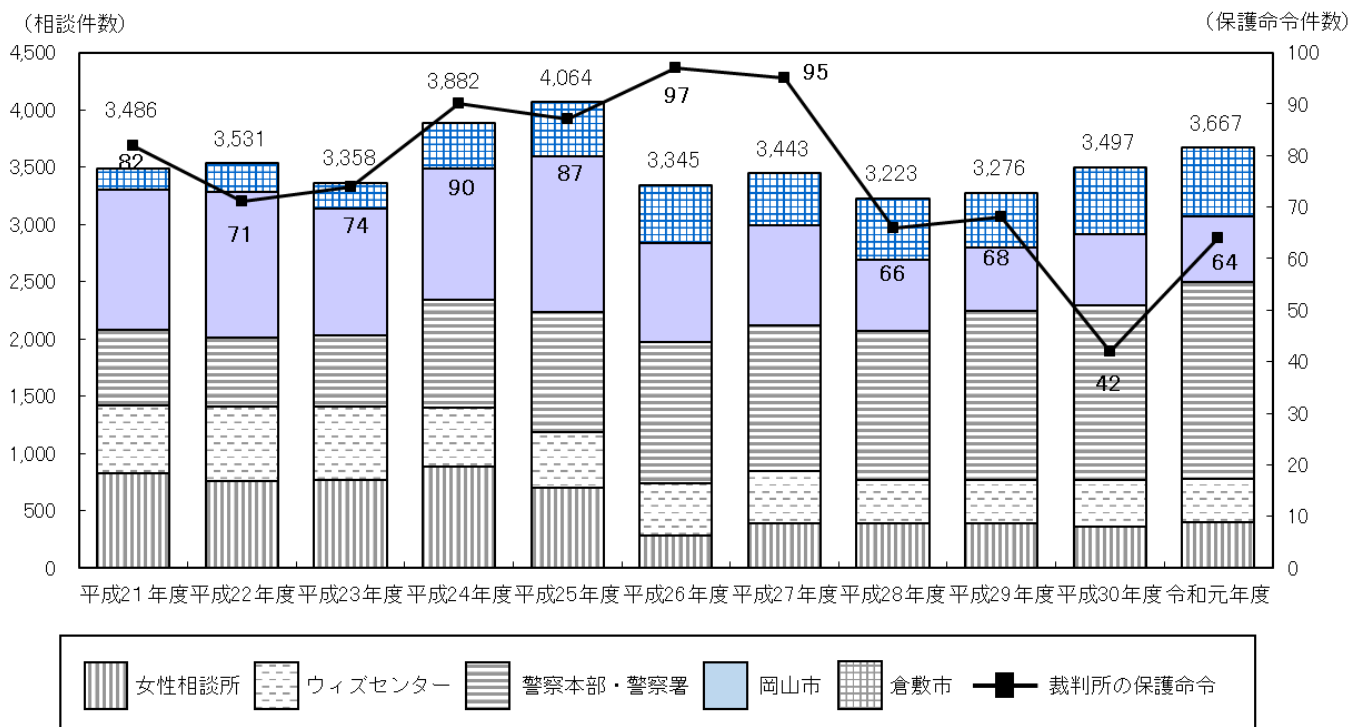
男女共同参画社会の実現のためには、性別や年齢などにかかわらず、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも重要です。

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。なかでも、配偶者等からの暴力(DV)など、多岐にわたる男女間の暴力は、男女が対等なパートナーであることを否定するものであり、必ず根絶しなければならない社会問題です。暴力を容認しないことは平和な社会を築く基礎であり、男女が両性の本質的平等のもと、安心して暮らせる環境づくりに一層取り組みます。

また、女性には、妊娠や出産など、生涯を通じて、男性とは異なる健康上の特性があることから、女性のライフサイクルにあわせた心と体の健康づくりを支援します。

さらに、非正規雇用労働者やひとり親家庭など、さまざまな生活上の困難に直面する人々への支援に取り組みます。

DV相談件数と裁判所の保護命令件数（岡山県）



男女共同参画青少年課調べ

数値目標	策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数	4市町村(R元)	9市町村(R7)

重点目標5 男女間のあらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。男女間の暴力は、配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどさまざまです。

男女間のあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で不可欠であり、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題にほかなりません。そのためには、暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない社会風土の醸成に努めるとともに、被害者のニーズに応じた支援体制の充実が求められています。

配偶者等からの暴力(DV)については、相談件数が近年3,000件を超えて推移しており、県民意識調査でも、配偶者のいる又はいた女性の約4割、男性の約2割が配偶者等から暴力を受けたことがあるとの結果が出ています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する外出自粛や休業等の影響により、全国的に配偶者等からの暴力(DV)の増加や深刻化も懸念されています。

配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子どもへの虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化しており、引き続き、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」(以下「DV防止基本計画」という。)に基づき、市町村、児童相談所など関係機関と連携し、かつ、ボランティア・NPOと協働し、広報・啓発や、被害者の保護と自立支援に取り組む必要があります。

若い世代においては、交際相手からの暴力(デートDV・ストーカー)の防止に向けて、予防啓発、教育・学習の推進や相談窓口の周知が重要です。

また、性犯罪・性暴力については、被害者の人としての尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、その後の生活にも甚大な影響を与えることから、被害者が相談しやすい環境づくりや切れ目ない支援、教育・啓発活動を通じた意識改革が必要です。

数値目標	策定時	目標値
配偶者暴力相談支援センター又は女性相談員を設置している市町村数	4市町村(R元)	9市町村(R7)
DV防止講座等を受講した児童・生徒等の数	2,918人(R元)	15,000人 (R3~R7累計)

<施策の方向>

① 男女間のあらゆる暴力の発生を防ぐ環境づくりの推進

推進する施策

◇ 男女間のあらゆる暴力を許さない社会環境づくりに向けての啓発〔県民生活部 男

女共同参画青少年課・ウィズセンター]

- ◇ DVに関する相談窓口の周知〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 県の職場におけるハラスメント防止対策の推進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕
- ◇ 高齢者虐待防止の推進〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 教職員等を対象とした人権意識の啓発〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ 県立学校における人権学習(男女間のあらゆる暴力の防止)の推進〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ 風俗環境浄化対策等の広報啓発活動の推進〔警察本部 少年課・生活環境課〕
- ◇ ストーカー対策の推進〔警察本部 子ども女性安全対策課〕

② 性犯罪・性暴力対策の推進

推進する施策

- ◇ 性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくり〔県民生活部 暮らし安全安心課、保健福祉部 子ども家庭課、警察本部 県民応接課・捜査第一課〕
- ◇ 切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援の推進〔県民生活部 暮らし安全安心課、保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ 教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防〔教育庁 義務教育課生徒指導推進室・人権教育課〕

③ 被害者への相談・支援・救済体制の充実

推進する施策

- ◇ 市町村が行うDV対策への支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ DV相談とDV被害者を支援する体制(配偶者暴力相談支援センター)の充実〔県民生活部 ウィズセンター、保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 民間団体と連携した自立支援体制の強化〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 医療関係者等のDVについての理解の促進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ DVに関する相談窓口の周知〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 性犯罪・性暴力被害の申告や相談をしやすい環境づくり〔県民生活部 男女共同参画青少年課・暮らし安全安心課、保健福祉部 子ども家庭課、警察本部 県民応接課・捜査第一課〕〔再掲〕
- ◇ 男女共同参画に関する総合相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 女性の人権についての相談機関の連携〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 在住外国人に対する相談体制の充実〔県民生活部 国際課〕
- ◇ 切れ目のない手厚い性犯罪・性暴力被害者支援の推進〔県民生活部 暮らし安全安心課、保健福祉部 子ども家庭課〕〔再掲〕

- ◇ DV被害者の一時保護〔保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 要保護女子等を対象とした相談、調査、指導及び一時保護〔保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 障害のある人へのDVについての情報提供〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 障害のある人に対する虐待防止の推進〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 高齢者虐待防止の推進〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介〔教育庁 人権教育課〕
- ◇ DV被害者の相談体制の強化及び支援の推進〔警察本部 県民応接課・子ども女性安全対策課・捜査第一課〕
- ◇ DV・ストーカー被害防止のための相談・通報体制の強化〔警察本部 子ども女性安全対策課〕

④ 加害者の更生のための取組

推進する施策

- ◇ 国の調査研究動向等の情報収集及び市町村等への情報提供・共有〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 県内の情勢、更生の意思のある加害者ニーズを踏まえた加害者更生の取組手法の調査研究〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 精神医学的アプローチを活用したストーカー加害者対策の推進〔警察本部 子ども女性安全対策課〕

⑤ 若年層への予防啓発、デートDV対策の推進

推進する施策

- ◇ 若年層を対象としたデートDV防止のための広報・啓発〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 中学校・高等学校・大学等でのデートDV防止のための啓発講座の開催〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 県立学校における人権学習（男女間のあらゆる暴力の防止）の推進〔教育庁 人権教育課〕〔再掲〕

⑥ 関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

推進する施策

- ◇ DV対策に係る機関による意見交換及び課題の検討〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、保健福祉部 女性相談所〕
- ◇ 市町村が行うDV対策への支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 民間団体と連携した自立支援体制の強化〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕

重点目標 6 情報化社会における女性の人権の尊重

<現状と課題>

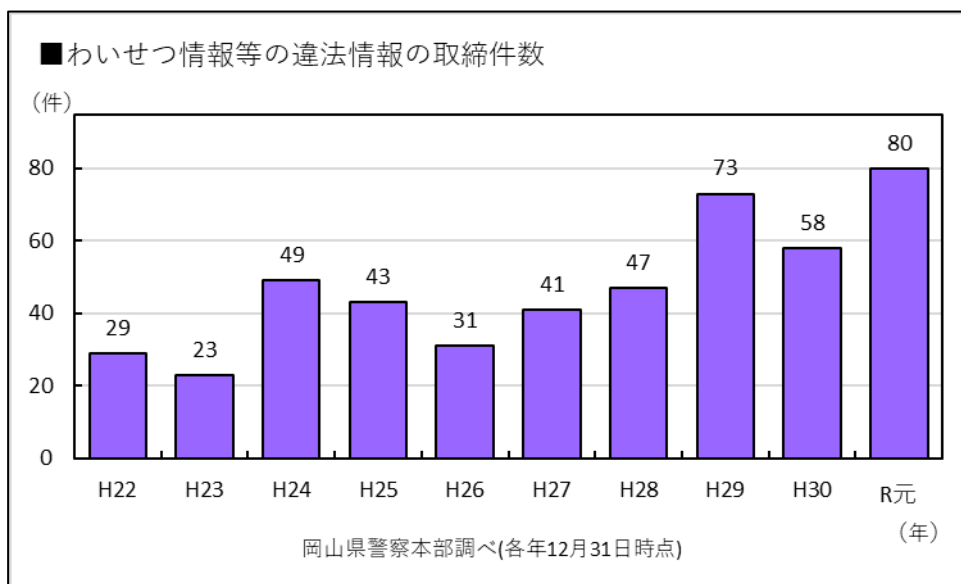
男女共同参画社会の実現に向けて、メディアの影響力は極めて大きく、広報・啓発における役割が期待されます。

憲法では、「表現の自由」を権利の一つとして保障していますが、同時に表現される側の人権についても保障されなければなりません。特に、性の商品化や暴力などの表現については、社会全体の性に関する道徳観、倫理観を損ない、さらに、女性の人権を侵害していることを認識する必要があります。あわせて、受け手側もメディアからの情報をただ受け取るだけでなく、主体的に読み解いていく能力（情報リテラシー）の向上が求められます。

また、近年、スマートフォン等の急速な普及やSNS（注5）等のサービス拡大に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出等のトラブルや犯罪に巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に青少年を含む若年層において高まっており、その対応が求められています。

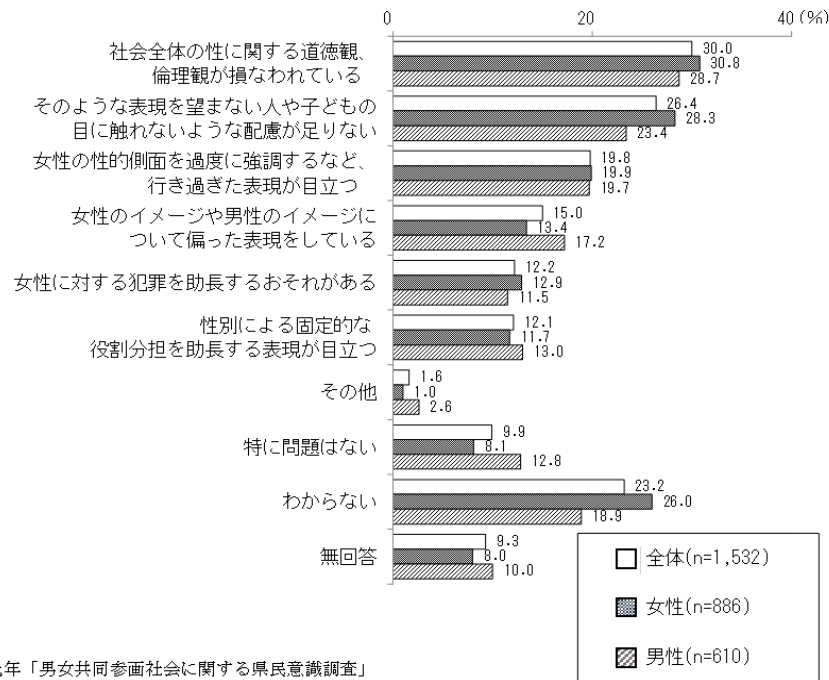
（注5）SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことであり、FacebookやLINEなどがあります。



メディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現の現状認識

テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットなどメディアでの性別による固定的な役割分担の表現や女性に対する暴力、性の表現について、あなたはどのようにお考えですか。



数値目標	策定時	目標値
フィルタリング利用率	66.5% (R元)	75.0% (R7)

<施策の方向>

① 女性の人権を尊重した表現の促進

推進する施策

- ◇ 県の各部局における男女共同参画の視点を踏まえた広報の推進〔全部局〕
- ◇ 県広報紙などへの掲載広告に関する庁内審査会の開催〔総合政策局 公聴広報課〕

② 情報化社会への対応

推進する施策

- ◇ 携帯電話事業者等への立入調査によるフィルタリングの設定促進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ インターネットやスマートフォンの正しい使い方に関する広報の実施による青少年の情報リテラシーの向上〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 青少年健全育成に向けた講師の派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ スマホ等の利用に関する家庭でのルールづくりの促進〔教育庁 義務教育課生徒指導推進室〕
- ◇ わいせつ情報等の違法・有害情報対策の推進〔警察本部 生活環境課〕

重点目標 7 生涯を通じた女性の健康支援

<現状と課題>

男女がお互いを尊重し、性別による違いを理解しあって健やかに過ごすことは、男女共同参画社会を実現するために重要です。

特に、女性は妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の変化や問題に直面することに男女とも留意する必要があります。「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」(注6)の視点に基づく、命の大切さや正しい性知識の教育など、意識啓発が必要です。

さらに、近年、女性の就業の増加や晩婚化など婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる環境が変化してきていることを踏まえながら、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとの課題に応じた支援が必要です。

こうした視点を踏まえ、男女が互いの性別による違いについて理解を深め、男女の健康を生涯にわたり総合的に支援するための取組を進める必要があります。

(注6) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

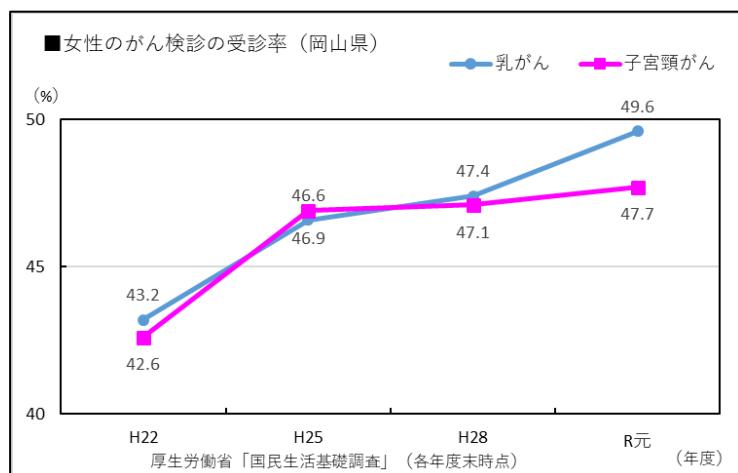
平成6(1994)年の国際人口/開発会議で提唱された考え方で、女性の重要な人権のひとつとされています。

○性と生殖に関する健康(リプロダクティブ・ヘルス)

人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること

○性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ライツ)

すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利



数値目標		策定時	目標値
女性のがん検診の受診率*	乳がん	49.6% (R元)	60.0% (R4)
	子宮頸がん	47.7% (R元)	60.0% (R4)
成人女性の1週間に1日以上運動・スポーツをする割合		35.0% (R2)	55.0% (R7)

*国民生活基礎調査（3年ごと）による。

<施策の方向>

① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発等

推進する施策

- ◇ エイズ等出前講座など、エイズ・H I V感染症や梅毒、その他の性感染症に関する正しい知識の普及啓発の推進〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ エイズ等出前講座など、エイズ・H I V感染症や梅毒、その他の性感染症に関する相談検査体制の充実、医療対策の促進等〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担軽減のための支援〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 公立学校における児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の実施〔教育庁 保健体育課〕

② 生涯を通じた女性の健康支援

推進する施策

- ◇ 生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進〔環境文化部 スポーツ振興課〕
- ◇ 周産期における高度専門的な医療体制の整備〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ 乳がん、子宮頸がんについての正しい知識の普及啓発と検診受診率の向上〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 女性の心と身体に対する相談支援の実施〔保健福祉部 健康推進課〕

重点目標 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり

<現状と課題>

経済情勢などの変化に伴い非正規雇用労働者やひとり親家庭、ニート、ひきこもりなど、さまざまな生活上の困難に直面する人の増加が懸念され、加えて、全国的には新型コロナウイルス感染症に起因して打撃を受けている飲食、観光、サービス分野で雇用者に占める女性の割合が高いことなどにより、女性の雇用面への影響が懸念されています。

特に、経済的に不安定なひとり親家庭などについて、貧困からくる子どもの養育や健

康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

また、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立などによる男性の心身の健康の問題も懸念されます。周囲とのネットワークづくり、家事など日常生活面の支援なども重要です。

さらに、地域で高齢者の生活を支えていくための地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護する家族を支援する必要があります。

さまざまな困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して生活できる環境づくりに向けた支援を進める必要があります。

数値目標	策定時	目標値	
自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）	14.3% (R 元)	% (R7)	調整中

< 施策の方向 >

① 貧困等生活上の困難に直面する人への支援

推進する施策

- ◇ ひとり親家庭等に対する就業相談から就業情報の提供にいたるまでの一貫した就労支援〔保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ ひとり親家庭等における医療費負担の軽減〔保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ ひとり親家庭等に対する生活全般に係る相談対応〔保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ 児童扶養手当の支給〔保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ 母子家庭の母等の職業能力開発の取組に対する支援〔保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付〔保健福祉部 子ども家庭課〕
- ◇ 生活困窮者に対する相談活動及び生活福祉資金の貸付等の推進〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 母子家庭の母等の職業訓練に伴う経済的負担の軽減〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 県営住宅の一般住戸入居におけるひとり親家庭への抽選時における優遇措置〔土木部都市局 住宅課〕

② 男性の孤立防止、日常生活等の自立支援

推進する施策

- ◇ 男性向けの広報・啓発活動の実施〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 男性向けの料理教室等、日常生活の支援〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 自殺予防対策の充実〔保健福祉部 健康推進課〕

③ 高齢者、障害のある人、性的少数者等が安心して暮らせる環境づくり

推進する施策

- ◇ 青少年への相談対応及びニート、ひきこもりなど困難を有する若者への支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 在住外国人に対する相談体制の充実〔県民生活部 国際課〕〔再掲〕
- ◇ 性的少数者に対する理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権施策推進課〕
- ◇ 障害のある人の社会参加の促進〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 障害のある人の相談支援、移動・コミュニケーション等の支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 身体障害のある人の自立促進、身体機能の維持向上の支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 地域における障害のある人の自立支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 障害のある人等に配慮したまちづくりの推進〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 発達障害のある人のトータルライフ支援〔保健福祉部 障害福祉課〕
- ◇ 認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 地域包括ケアシステムの構築の支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 在宅医療と介護を支える体制を構築するための医療・介護の連携〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 介護支援専門員の養成、認定調査員等の研修〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 必要な介護サービスの充実に向けた介護基盤の整備推進〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 介護保険運営に係る市町村の指導・支援〔保健福祉部 長寿社会課〕
- ◇ 住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）についての情報提供〔土木部都市局 住宅課〕

基本目標Ⅲ 男女が共に活躍する社会づくり

男女が社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うことは、男女共同参画社会の基礎となるものです。

行政や事業者・企業のサービスを受ける対象の半数は女性であり、ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針の決定過程への女性の参画が必要です。行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者・企業などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進します。

あわせて、活躍が期待されながらも女性の参画が進んでいない医療、科学技術・学術、防災などの分野や、農林水産業、自営業、建設業などの産業において、女性の活躍の場の拡大に向けた取組を行います。

雇用については、職場における男女の均等な機会と待遇の確保などを一層推進し、ライフイベントにより本人の意に反して離職しないよう、働き続けることのできる環境づくりを進めます。あわせて、意欲と能力のある女性が、さらに社会での活躍の場を広げるためのチャレンジを支援するとともに、子育て中の女性の就職を支援します。

また、本格的な人口減少社会が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男性と女性が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現により、一人ひとりが仕事、家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指します。

数値目標	策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	62.4% (R元)	65.8% (R7)

重点目標 9 政策・方針決定過程への女性の参画促進

<現状と課題>

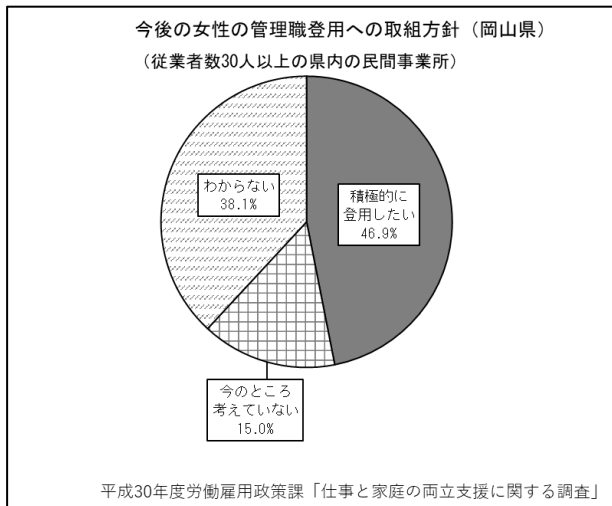
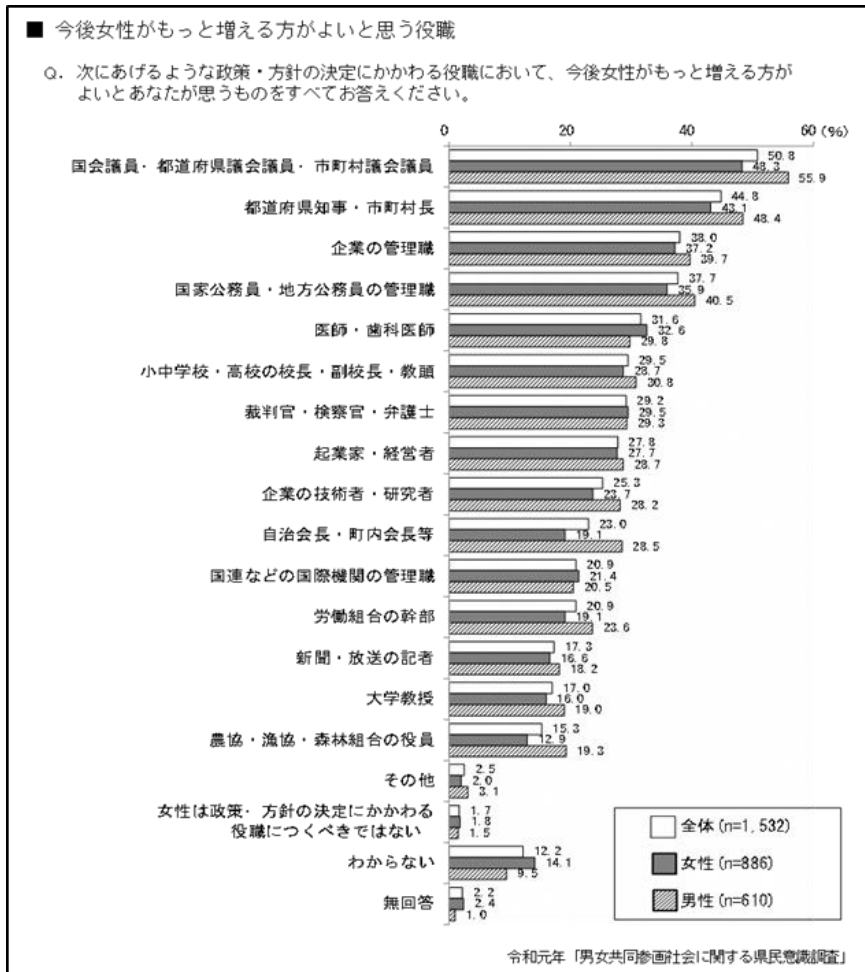
政策・方針決定過程への参画とは、企画立案の段階から携わり、責任を担うことです。

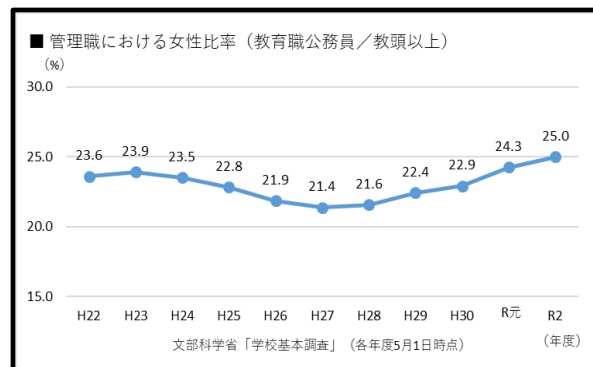
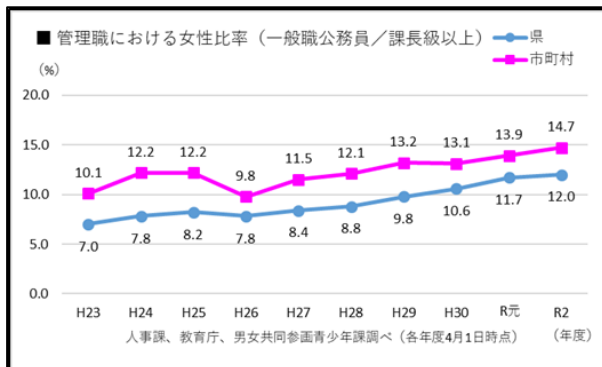
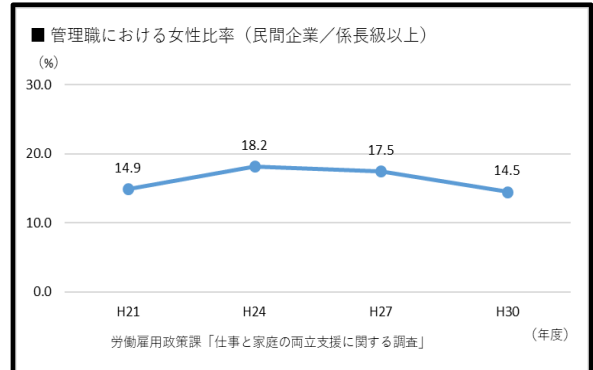
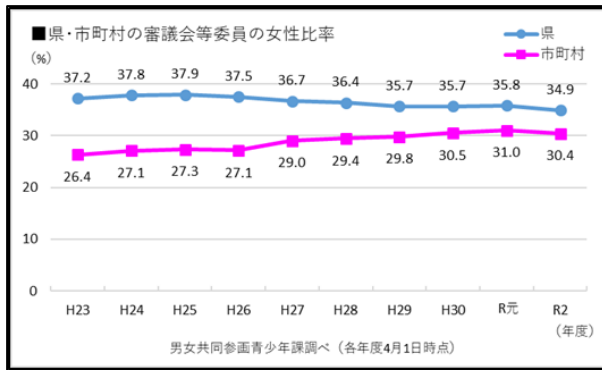
行政サービスの対象は男女で構成される住民であることから、行政の政策・方針決定過程において、さらに多くの女性が参画する必要があります。

また、行政だけでなく、民間企業における女性の参画促進も重要であり、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(注7)など、各種の施策を積極的に推進します。

(注7) 積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)

固定的な性別役割分担意識や過去の経緯から、活動に参画する機会が提供されず、男女の間に事実上生じている差 (例 営業職に女性は配置されていない、役職者が男性ばかりで女性がいないなど) の解消を目指して、個々の事業者・企業が自主的・積極的に、男女のいずれか一方に対し、機会を提供する取組の事です。例としては、県の審議会等委員や、管理職における女性比率の目標設定などがあります。





数値目標		策定時	目標値
県の審議会等委員の女性比率		34.9% (R2)	40.0% (R7)
管理職における女性比率	(民間企業／係長級以上) *	14.5% (H30)	25.0% (R6)
	(一般職公務員／課長級以上) **	13.9% (R2)	16.0% (R7)
	(教育職公務員／教頭以上) ***	25.0% (R2)	30.0% (R7)
女性の管理職登用を積極的に取り組みたいとする企業の割合		46.9% (H30)	60.0% (R6)

* 労働雇用政策課「仕事と家庭の両立支援に関する調査」による。係長級以上を対象とする。

** 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」による。県及び県内市町村の一般職公務員の課長級以上を対象とする。

*** 文部科学省「学校基本調査」による。公立の小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の校長・副校長・教頭を対象とする。

<施策の方向>

① 行政における女性の参画促進

推進する施策

◇ 県の審議会等委員への女性の参画推進〔全部局〕

◇ 市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供〔県民生活部 男女共同参

画青少年課〕〔再掲〕

- ◇ 男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 県の女性職員の登用推進、職域の拡大等〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課〕
- ◇ 女性教職員の登用促進、職域の拡大等〔教育庁 教職員課〕
- ◇ 女性警察官の採用及び登用の拡大〔警察本部 警務課〕

② 民間企業等における女性の参画促進

推進する施策

- ◇ 男女共同参画の視点を導入した入札参加資格制度の実施〔全部局〕
- ◇ 企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 管理職への女性の登用に向けた支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕

重点目標 10 地域社会における男女共同参画の推進

<現状と課題>

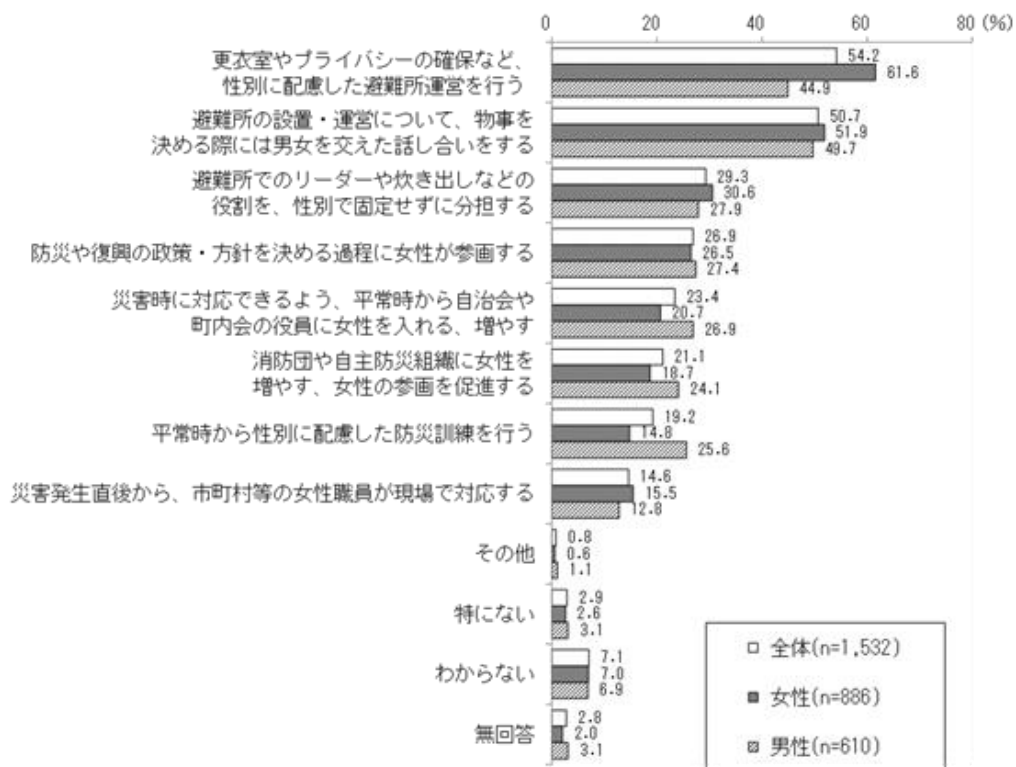
本格的な人口減少社会が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、女性が地域の方針決定過程に参画していくなど、地域社会における女性の参画を一層進め、これまで以上に男性と女性が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があります。

これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動など地域で行われるさまざまな活動は男女が共に担ってきました。一方で、PTAや自治会・町内会等の地域団体における会長等の役職については、男性が多くを占めている現状があります。地域における男女共同参画の推進は、多様な価値観や創意工夫をもたらすものであることから、方針決定過程への女性の参画拡大などに向けた取組を進める必要があります。

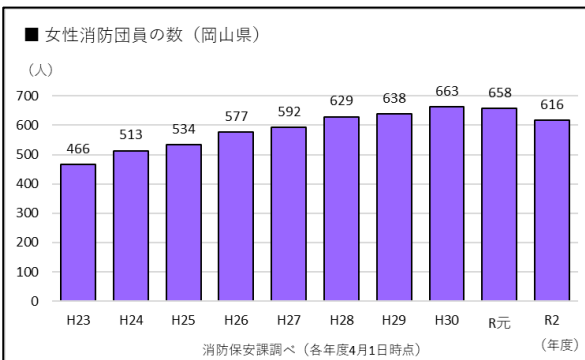
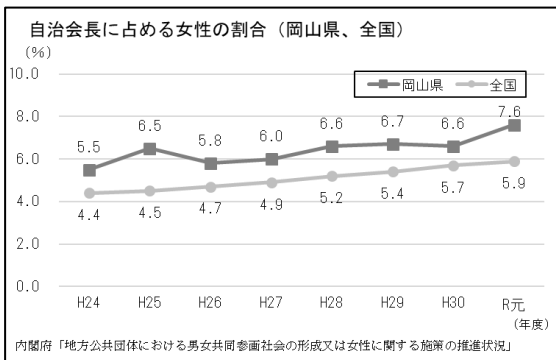
また、平成30年7月豪雨災害など、風水害の頻発化・激甚化が懸念され、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率も高まっています。自主防災組織や消防団に参加する女性が増えてきたものの、防災・復興の方針を決定する過程への女性の参画は十分には進んでいません。県民意識調査でも、「更衣室やプライバシーの確保など性別に配慮した避難所運営を行う」、「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」などの回答が多いことから、防災・復興の方針決定過程に女性が参画し、女性の意見や視点を十分に反映させるなど、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進める必要があります。

性別の違いに気を配った防災・災害対策に必要なこと

あなたは、性別の違いに気を配った防災・災害対策のためにどのようなことが必要だと思いますか。



令和元年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」



数値目標	策定時	目標値
自治会長に占める女性の割合	7.7% (R2)	10.0% (R7)
女性消防団員数	616人 (R2)	646人 (R7)

＜施策の方向＞

① 地域社会における男女共同参画の推進

推進する施策

- ◇ 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 市町村における男女共同参画事業に対する支援等〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 地域づくりやボランティア、NPO活動への女性の参画促進〔県民生活部 県民生活交通課〕

② 防災・復興における男女共同参画の推進

推進する施策

- ◇ 県・市町村防災会議における女性委員の登用拡大〔知事直轄 危機管理課、県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男女共同参画の視点を取り入れた市町村の地域防災計画・各種マニュアルなどの整備〔知事直轄 危機管理課、県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男女共同参画の視点に立った防災・復興のための情報提供・研修〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- ◇ 地域における女性消防団員の確保・充実〔知事直轄 消防保安課〕
- ◇ 男女が共に参画する自主防災組織の設置及び活動の促進〔知事直轄 危機管理課〕

重点目標 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大

＜現状と課題＞

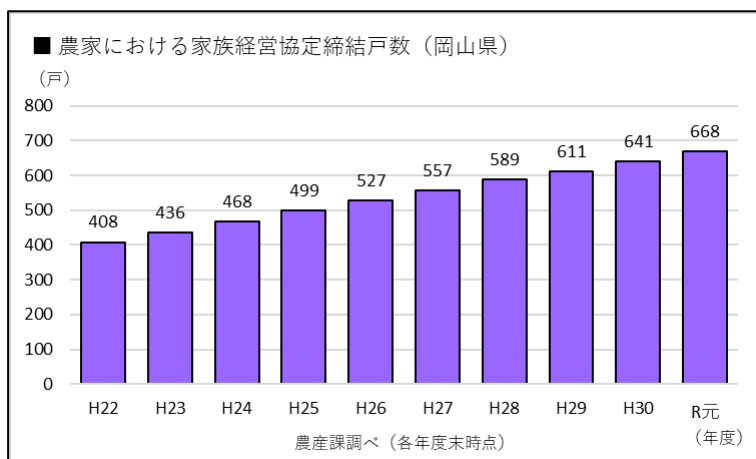
さまざまな分野における女性の活躍の場の拡大について、医療分野では、医師をはじめとする医療従事者の女性も増えていますが、長時間労働や不規則な勤務形態によって育児・介護などと仕事との両立が難しいことから、就業の継続や復職支援のための環境整備が求められています。

科学技術・学術分野では、女性研究者・技術者の活躍を推進することで多様な視点・発想によるイノベーションをもたらすことが期待されることから、子どもの頃から科学技術への興味・関心や理解を向上させる取組を推進するなど、女性の活躍の場を拡大することが必要です。

各種の産業の面から見た女性の活躍の場の拡大について、農林水産業や自営業では、

多くの女性が活躍し、生産や経営の担い手として大変重要な役割を果たしていますが、経営や事業運営の方針決定への参画が十分にできていないなど、女性の果たしている役割が十分に認識・評価されていない状況にあります。

女性が果たしている役割に見合う評価を受け、経営や事業運営のパートナーとして参画することで、女性が喜びと責任を持って働くことができ、ひいては地域産業の活性化につながります。



数値目標	策定時	目標値
復職した女性医師数*	73人 (H27～R元累計)	163人 (H27～R7累計)
農家における家族経営協定締結戸数（注8）	668戸（R元）	820戸（R7）

* 県の女性医師等の復職支援事業を利用して復職した人数

（注8） 家族経営協定

農業経営における経営方針や役割分担、就業条件、収益配分、生活の取り決め等を家族間の話し合いにより文書化し明確にすることで、女性や後継者が意欲的に農業に取り組める環境を作り出すことを目的としています。

<施策の方向>

① さまざまな分野（医療・科学など）における女性の活躍の場の拡大

推進する施策

- ◇ ロールモデルの活用による女性活躍の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 女性医師の復職支援〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ 高校生等の科学技術分野への関心を高める事業に取り組む大学等との連携〔産業労働部 産業企画課〕
- ◇ 高等学校における理数教育に関する事業の推進〔教育庁 高校教育課〕

◇ 科学に関するさまざまな体験や学習機会の提供〔教育庁 生涯学習課〕

② さまざまな産業（農林水産業・自営業など）における女性の活躍の場の拡大 推進する施策

- ◇ ロールモデルの活用による女性活躍の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
〔再掲〕
- ◇ 商工会議所・商工会の女性部、女性会への活動支援〔産業労働部 経営支援課〕
- ◇ 商工会議所・商工会への女性の参画支援〔産業労働部 経営支援課〕
- ◇ 家族経営協定締結の促進〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 女性の認定農業者の拡大〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 女性農業者等の経営参画推進〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 農業士の育成〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 女性農業者や起業グループリーダー等を対象とした農産加工技術向上研修等の実施〔農林水産部 農産課〕
- ◇ 「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための
広報・啓発〔農林水産部 農産課〕〔再掲〕
- ◇ 農業委員会への女性の参画促進〔農林水産部 農村振興課〕

重点目標 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

<現状と課題>

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、地域経済の持続的発展や企業の活性化の観点からも重要です。出産や育児を機に女性が離職することによる、いわゆる「M字カーブ」問題は改善傾向にありますが、女性の正規雇用労働者比率が20代後半にピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題が提起されています。働きたい女性が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく、働き続けることのできる環境づくりや、復職する際に選択可能な働き方が提供される必要があります。

非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという意義もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっているほか、正規雇用と非正規雇用の間の格差は、男女間の格差の一因になっているという問題もあります。

さらに、企業にパワハラ防止措置を義務付ける、いわゆる「女性活躍・ハラスメント規制法」(注9)が、令和2(2020)年6月に大企業、令和4(2022)年4月から中小企業を対象に施行されることに伴い、ハラスメントに対する一層実効性のある対応が求められます。

実質的な男女平等の実現に向けて、「働き方改革関連法」をはじめ、男女雇用機会均等法の定着促進、労働基準法、パートタイム・有期雇用労働法などの関係法令を含めた

制度・趣旨の徹底、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及啓発などに取り組む必要があります。

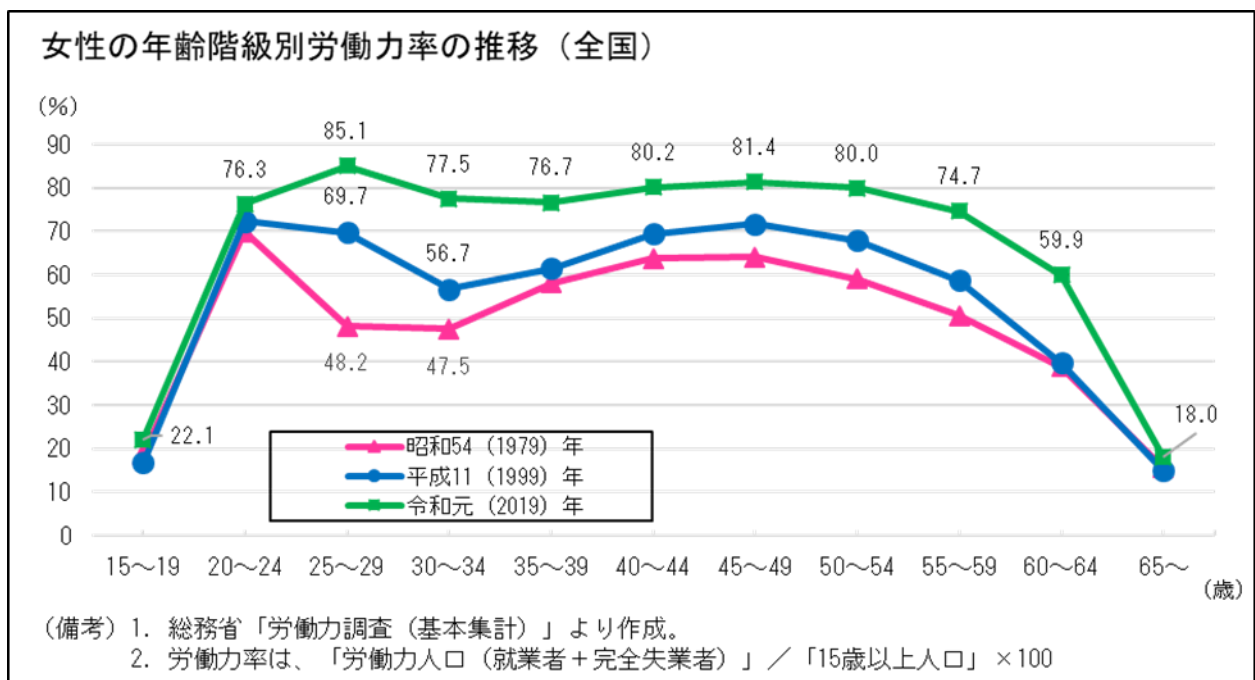
（注9）「女性活躍・ハラスメント規制法」

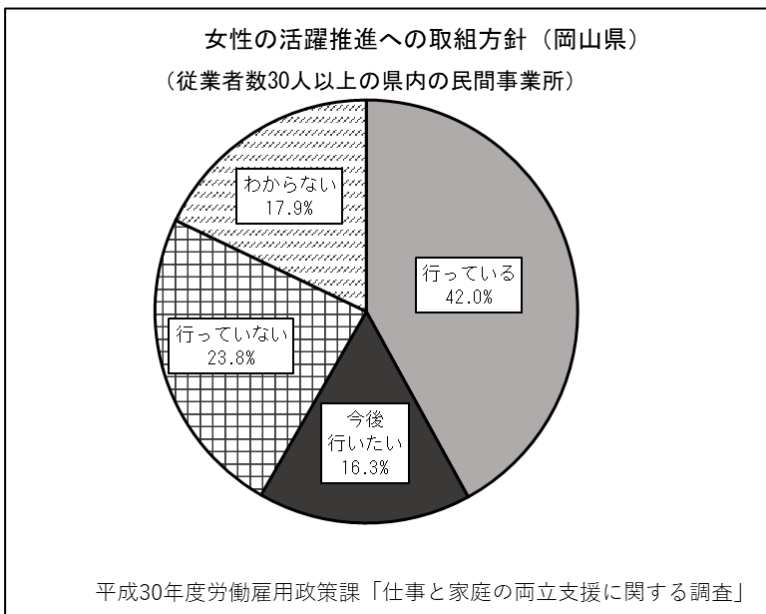
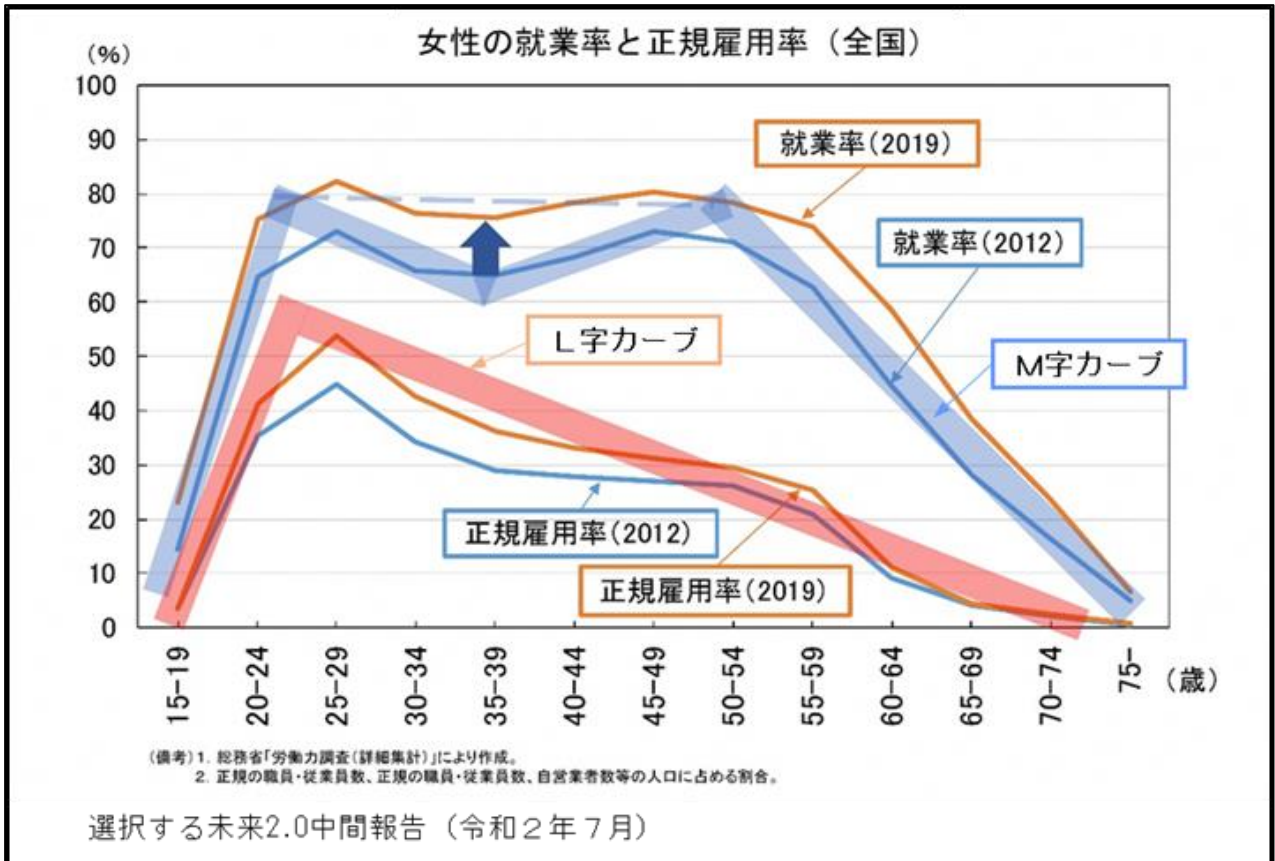
女性活躍推進法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、労働者派遣法、育児介護休業法の5つの法律を一括で改正したもの。パワー・ハラスメントをはじめ法律上定義し、企業に対して、就業規則等でパワハラをしてはいけないことを周知することや、相談体制の整備、被害者のケア再発防止策を講ずることなどを求める。違反企業に対しては勧告を行い、従わない場合は企業名を公表する。

（再掲）

数値目標	策定時	目標値
女性の生産年齢人口に対する常用労働者の割合	62.4%(R元)	65.8%(R7)
女性の活躍推進への取組を行っている企業の割合	42.0%(H30)	60.0%(R6)

（再掲）





<施策の方向>

① 男女の均等な機会と待遇の確保の促進

推進する施策

- ◇ 企業等の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇ 労働関係法令等の周知〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 民間事業所の育児・介護休業制度や女性雇用管理に関する調査結果の公表〔産業労働部 労働雇用政策課〕

② 女性が働き続けることのできる環境づくり

推進する施策

- ◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 専門家の派遣による企業の取組の支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 女性の就労に関する情報提供〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 待機児童解消に向けた保育所の整備・保育人材の確保等の推進〔保健福祉部 子ども未来課〕

③ ハラスメントへの対応

推進する施策

- ◇ 県の職場におけるハラスメント防止対策の推進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕〔再掲〕
- ◇ 職場におけるハラスメント防止対策の普及・啓発〔産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕

重点目標 13 女性のチャレンジ支援

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、女性が自らの意識と能力を高め、力を付け、行動していくことが必要です。

県民意識調査では、職場の管理職や役員への就任の依頼に対して女性の約5割が「断る」と回答しており、その理由として「責任が重くなる」、「部下を管理・指導できる自信がない」、「業務量が増え長時間労働になる」などを挙げています。

このため、女性が活躍できる環境づくりに向けた企業の取組を支援するとともに、ロールモデルの活用などを通じて、女性自身の活躍に向けた意欲を喚起し、女性のキャリア形成を支援していく必要があります。

また、女性の職業能力を高めるための知識・技術の習得やチャレンジしたい女性への

情報提供などに取り組むとともに、創業についての情報提供、専門知識の習得などについて支援する必要があります。

子育て中の女性の就職支援について、短時間勤務やテレワークといった多様な働き方の情報提供などが求められています。

数値目標	策定時	目標値
ウィズセンターで実施する再就職支援のための講座の参加者数	145人(R元)	500人 (R3~R7累計)

<施策の方向>

① 職業能力開発と能力発揮の支援の充実

推進する施策

- ◇ 女性の再就職のためのキャリアアップ(より高い資格・能力を身につける)支援〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 女性医師の復職支援〔保健福祉部 医療推進課〕〔再掲〕
- ◇ 未就業医療従事者への就労支援〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ 創業相談窓口の設置やセミナーの開催等による創業支援〔産業労働部 経営支援課〕
- ◇ 再就職を促進するための技術・知識の習得を目的とした職業訓練の実施〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ I J Uターン希望者の就職支援〔産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇ 岡山労働局や公共職業安定所との連携による離職者等への就職支援等〔産業労働部 労働雇用政策課〕

② 女性活躍の「見える化」の推進

推進する施策

- ◇ ロールモデルの活用による女性活躍の推進〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- ◇ 女性活躍に関する情報収集及び情報提供〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ◇ 男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕

③ ライフイベント等により離職した女性の就職支援

推進する施策

- ◇ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇ 女性の再就職のためのキャリアアップ(より高い資格・能力を身につける)支援〔県

民生活部 ウィズセンター] [再掲]

- ◇ 子育て中の女性に対する多様な働き方の情報提供〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇ 託児環境が整備されたハローワーク設置市以外に出張し、託児所を設けた就職相談会・面接会を開催〔産業労働部 労働雇用政策課〕

重点目標 14 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

<現状と課題>

男性も女性も、あらゆる世代の誰もが、仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動、ボランティアなどさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開できるようになると、職業生活、家庭生活、地域活動ともに充実し、好循環が生まれ、ひいては社会全体の活性化につながります。

誰もが仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、いきいきと暮らすためには、家事、子育て、介護などに男女が共に取り組むことが必要ですが、出産や育児を機にやむなく離職する女性が依然として多く、女性の負担が大きいのが現状です。また、全国では介護離職者が9万人を超え、働きながら介護する者は今後更に増えることが見込まれています。

男性は、長時間労働を前提とした働き方によって仕事中心とならざるを得ないため、家庭生活や地域活動に関われないことが多い状況です。

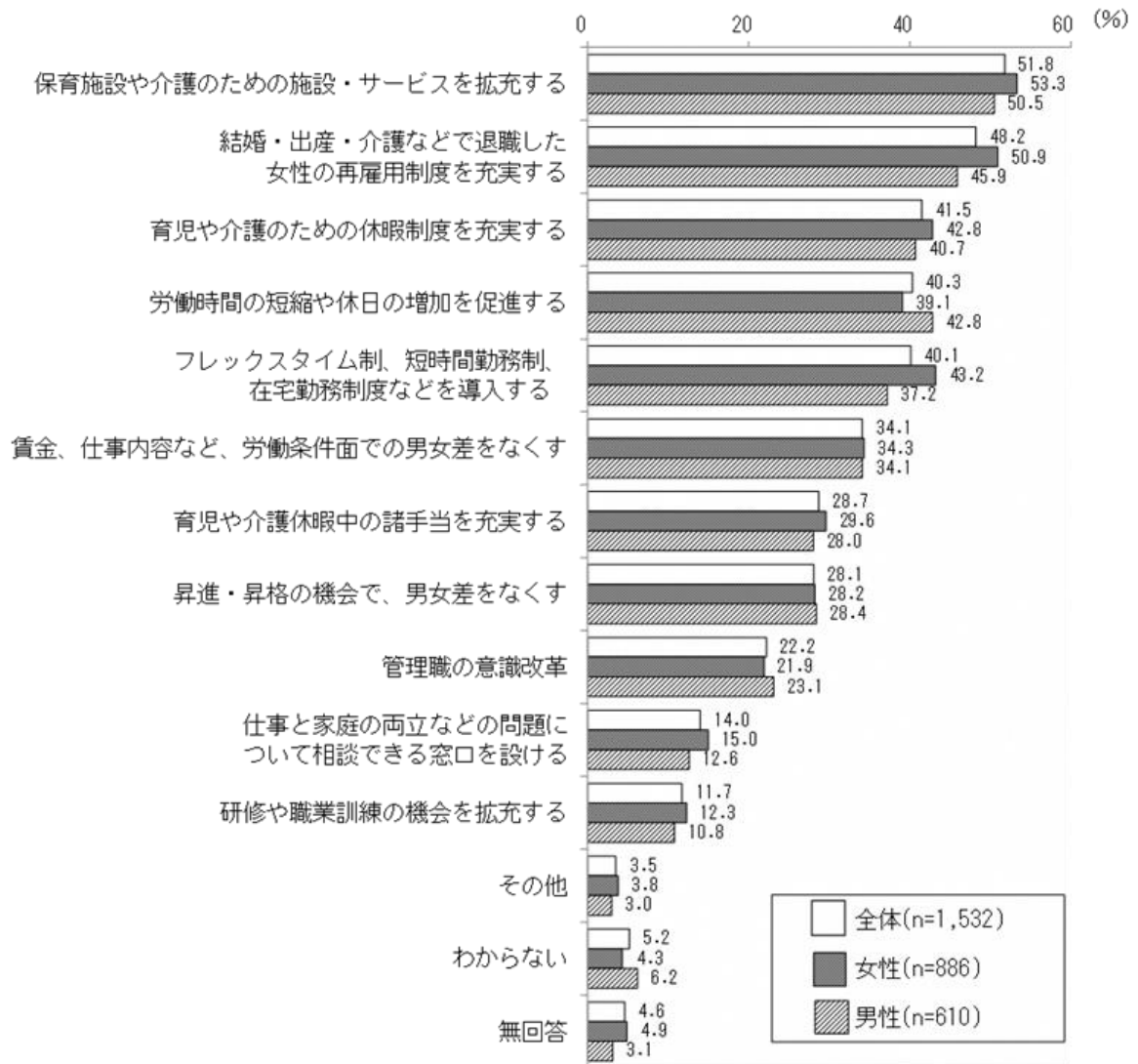
新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、全国的にテレワークの導入などが進み、多様で柔軟な働き方に新たな可能性がもたらされると言われています。

男女がともにライフイベントに参画できる環境づくりに向けて、短時間勤務制度やテレワークなど多様で柔軟な働き方に取り組む企業を支援するとともに、行政、事業者、労働者などが一体となって社会的気運を盛り上げることにより、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現し、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会づくりの実現を目指す必要があります。

数値目標	策定時	目標値
保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数	158人(R元)	520人(R6)
放課後児童クラブ実施箇所数	618箇所(R元)	705箇所(R6)
おかやま子育て応援宣言企業のうち、従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的な「アドバンス企業」認定数	17社(R元)	150社(R6)

■ 男女が共に「仕事と生活の調和」を図るために必要なこと

Q. 男女が共に「仕事と生活の調和」を図るためには、どのような条件整備が必要であると思いますか。



令和元年「男女共同参画社会」に関する県民意識調査

＜施策の方向＞

① 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

推進する施策

- ◇ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇ 男性の働き方の見直しを促進するための講座の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇ 県の職場における育児休業・介護休業を取得しやすく復帰しやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕

- ◇ 県の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境の整備〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課〕〔再掲〕
- ◇ 育児休業の取得促進など男性職員の子育て参画促進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課〕〔再掲〕
- ◇ 院内保育を実施する病院等に対する助成〔保健福祉部 医療推進課〕
- ◇ おかやま子育て応援宣言企業の登録・認定及び表彰〔保健福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇ 特別保育事業（休日保育、延長保育、病児保育等）の推進〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 待機児童解消に向けた保育所の整備・保育人材の確保等の推進〔保健福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇ 放課後児童クラブの運営支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 市町村が実施するファミリー・サポート・センターの運営支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 事業主等に対する育児・介護休業制度の周知・啓発等〔産業労働部 労働雇用政策課〕

② 男女が共に子育て、介護などライフイベントに参画できる環境づくり

推進する施策

- ◇ 愛育委員会による育成支援や、地域全体で育児支援する地域づくりの推進〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 子どもの健康問題を早期発見、早期対応するための相談〔保健福祉部 健康推進課〕
- ◇ 子育てサークルの支援や育児相談ができるおかやま地域子育て支援拠点の設置を進め、地域子育て力を向上〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 「子育て大学・地域ふれあい事業」による子育て支援〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 一時預かり事業（保育）の推進〔保健福祉部 子ども未来課〕
- ◇ 男女が共に子育てををする社会全体の気運の醸成〔保健福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇ 認知症高齢者に関する早期診断・早期対応、研修体制の充実、家族介護者に対する支援や普及啓発等〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 地域包括ケアシステムの構築の支援〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 在宅高齢者に対する各種サービスの提供と質の向上に向けた市町村支援〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 在宅医療と介護を支える体制を構築するための医療・介護の連携〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 必要な介護サービスの充実に向けた介護基盤の整備推進〔保健福祉部 長寿社会課〕〔再掲〕
- ◇ 住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅（セーフティネット住宅）についての情報提供〔土木部都市局 住宅課〕〔再掲〕

③ 多様で柔軟な働き方の推進

推進する施策

- ◇ 働き方改革の取組促進〔県民生活部 男女共同参画青少年課、保健福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕
- ◇ 専門家の派遣による企業の取組の支援〔県民生活部 男女共同参画青少年課、産業労働部 労働雇用政策課〕〔再掲〕

第5章 計画の総合的な推進

男女が共に輝くおかやまづくり

男女の性別にとらわれず、一人ひとりの価値観に基づいた多様な生き方が尊重され、それぞれの能力や個性をあらゆる分野で十分発揮できる社会の実現

県民の役割

県民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場を通して、主体的、積極的に取り組むことが求められています。

性別による差別的な扱いをやめたり、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行を改善するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

ボランティア・NPOの役割

男女共同参画社会を実現するためには、さまざまな分野で活躍している、ボランティアやNPOの果たす役割が重要です。

男女共同参画の視点を持って自主的な取組を行い、男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

事業者・企業の役割

誰もがその個性と能力を十分に発揮して、いきいきと働くことができる男女共同参画社会を実現するためには、事業者・企業の果たす役割が重要です。

仕事と生活の調和の実現や、多様な視点を持つ人材の活用などにより、男女が共に参画できる環境を整備することは、それぞれの事業者・企業はもちろん、日本の社会・経済の活性化につながります。積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

県の役割

「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（仮称）」のプログラムに「男女が共に輝くおかやまづくり」に向けた施策を盛り込み、全庁的な推進体制のもと「第5次おかやまウィズプラン（仮称）」を着実に推進し、適切な進行管理を行います。

各種施策の実施にあたっては、男女共同参画を推進するための総合拠点施設であるウィズセンターを中心に、県民、ボランティア・NPO、事業者・企業や教育機関などさまざまな主体と協働して、総合的かつ効果的に推進します。

市町村との連携

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な自治体である市町村の果たす役割は重要です。

市町村との情報共有や緊密な連携を図るとともに、市町村の男女共同参画の推進に向けた取組やDV対策などを積極的に支援し、地域に根差した取組を促進します。